

第 4 4 3 回（定例）福崎町議会会議録

平成 2 4 年 3 月 2 7 日（火）

午前 9 時 3 0 分 開 会

1. 平成 2 4 年 3 月 2 7 日、第 4 4 3 回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 1 5 名

1 番	北 山 孝 彦	9 番	宮 内 富 夫
2 番	牛 尾 雅 一	1 0 番	釜 坂 道 弘
3 番	石 野 光 市	1 1 番	東 森 修 一
4 番	小 林 博	1 2 番	富 田 昭 市
5 番	志 水 正 幸	1 3 番	城 谷 英 之
6 番	福 永 繁 一	1 4 番	吉 識 定 和
7 番	前 川 裕 量		
8 番	難 波 靖 通	1 6 番	松 岡 秀 人

1. 欠席議員 1 名

1 5 番 高 井 國 年

1. 事務局より出席した職員

事 務 局 長 中 塚 保 彦 主 査 吉 識 功 二

1. 説明のため出席した職員

町 長	嶋 田 正 義	副 町 長	橋 本 省 三
教 育 長	高 寄 十 郎	技 監	中 島 勉
会 計 管 理 者	牛 尾 敏 博	総 務 課 長	尾 崎 吉 晴
企 画 財 政 課 長	近 藤 博 之	税 務 課 長	山 口 省 五
住 民 生 活 課 長	松 岡 英 二	健 康 福 祉 課 長	高 松 伸 一
ま ち づ く り 課 長	志 水 利 雄	産 業 課 長	井 上 茂 樹
下 水 道 課 長	山 本 欽 也	水 道 課 長	長 澤 茂 弘
社 会 教 育 課 長	山 下 健 介	学 校 教 育 課 長	後 藤 守 芳

1. 議事日程

第 1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

1. 開会及び開議

議 長 皆さん、おはようございます。
ただいまの出席議員数は 1 5 名でございます。
定足数に達しております。よって、本日の会議を開きます。
なお、本日の議会に高井議員から欠席という届けが出ておりますので、報告しておきます。

日程第1 一般質問

議長 それでは日程により、一般質問を続けてまいります。

2番目の通告者は、釜坂道弘君であります。

1. 地域の自主防災について

2. 都市計画道路について

以上、釜坂議員どうぞ。

釜坂道弘議員 皆さんおはようございます。

議席番号10番の釜坂です。

今、議長から紹介いただきましたように、今回の一般質問の内容は地域の自主防災についてと、都市計画道路について。この2点を質問させていただきます。

まず順番に、地域の自主防災についてお尋ねをしたいと思います。

皆さんもご存じのように、昨年3月11日に大変な災害が起きました。避難されている方もいまだにあります。ちょうど福崎町の人口に匹敵する、2万人弱の亡くなられた方と、行方不明の方がいらっしゃいます。その上に34万人の方が、まだ避難されて非常に生活に困られています。

こういったことで、今までもこの防災については各議員からたくさんの質問がありました。特に3月11日からは日本全国で防災について、いろんな検討また議論がされております。そういった中で、じゃあどうすればいいのか、どういう取り組みをしなければいけないかということについて、きょうはお聞きしたいと思います。

昨年3月11日からきょうまで、この災害について、テレビあるいは新聞で報道されなかった日がないほど毎日報道されております。3月11日が何か日本では非常に悪いイメージを持たれるようになりました。

きょう初めて皆さんに明かすんですけども、私の誕生日は3月11日です。昨年の誕生日には、夕方家へ帰りますとちょうど、津波が押し寄せてきているあの映像をテレビでやっておりました。胸が悪いような光景でした。その日は家内と2人で食事に行く予定にしようとしたんですけども、「食事どころやなくなった」という思いがありました。そして1年たつてことしの3月11日——私の誕生日には、多くの方から花を添えて、線香とろうそくに火をつけて、たくさんの方が、亡くなられた方の冥福を祈られました。また、復興を祈願してお祈りをしました。3月11日は私にとっても何か特別な思いがあります。

町長もおっしゃいましたように、「災害はとめることができないけども、減災に努めます」ということです。町長であっても福崎町に向かってくる台風の進路をちょっと変えようと、増水した水をもとどおりに減らすというふうな魔法使いのようなことはできません。ただし、私たちがふだんから災害に備えておかなければいけないという思いを強く持っております。そういったことで今回、自主防災について質問をさせていただきました。

今、福崎町における自主防災についての取り組みはどんなものでしょうか。1点お尋ねをしたいと思います。

住民生活課長 自主防災の取り組みの現状なんですけど、平成10年度に自主防災組織の育成事業において、すべての自治会で自主防災組織が結成をされております。しかし、平成21年の台風9号による佐用町の水害発生を契機に再度、区長会には自助・共助の必要性から自主防災組織の更新、規約、防災計画、訓練、マップの提出をお願いしてきております。現在のところ福崎町の自治会では、規約をつくられているのは14地区、防災マップが10地区という現状で、自主防災組織の取り組

みをされております。

釜坂道弘議員 災害の後はいつも出る話ですけども、自助・共助・公助ということが出てきます。なるほど公助も非常に重要ですけども、それ以上に重要なのが自主、自助・共助——地域のことは地域で守るという防災意識がないといけないと思います。

そういったことで、今後どういうふうに自主防災について取り組みをされようとしているのかをお尋ねしたいと思います。

住民生活課長 今後においても区長会についてはもちろん、広く住民に災害から身を守る手段として自主防災組織の必要性を、町のホームページとか広報等で呼びかけていきたいと考えております。

釜坂道弘議員 地域の人が防災についての意識を高めるのが一番大事であろうと思います。そういったことで、まず地域で防災についての意識を高める取り組みを、今後していただきたいと思っております。

そういった中で、災害時の要援護者支援についてお尋ねしたいと思います。高松課長がにこっと笑いましたけども。

実は、ことしの1月19日の読売新聞ですけども、こういった記事が出ました。「要援護者手引き、進まぬ市町」と。これはNPO法人が調査したんですけども、県内の41市町のうち半分しか進んでないということですね。これは震災を経験した兵庫県としては不十分であるという調査の結果が新聞で出ました。

じゃあ福崎町はどないなっとんかなということ、見させてもらいましたら、福崎町にはちゃんとできております。非常に安心したわけですけども、「福崎町災害時要援護者避難支援プラン」というのが平成22年3月に作成されております。半数以上の市町ができていないものが福崎町にできておったということで、一つは非常に安心いたしました。

今回、この内容についてずっと見させていただいたんですけども、この災害時の要援護者支援というのは非常に難しい問題がありまして、課題を五つほど挙げて、担当課長に通告をいたしました。

また、その中でことしの1月の広報ふくさき。これですね。これの開いたところに、「災害に備えて」という題で、「災害時要援護者の登録を受け付けします」と広報に記事が出ました。今も住民生活課長から「広報を通じて」ということでありましたけども、この記事を見て登録をされた方が何名いらっしゃったのでしょうか。お尋ねしたいと思います。

健康福祉課長 特別にこの記事を見てということ、来られた方は、ちょっと今のところ記憶にはないです。

釜坂道弘議員 せっかく広報にこうして出されても、なかなか皆の意識がそこにはありません。

今、災害時の要援護者の登録はどうしてしているんか。これは集落の民生委員さんが1軒1軒ずっと回って「登録されませんか」、「申請されませんか」という問いかけをして、現在こういった登録がなされております。

ことしは私も一緒に回ってみました。ここにもその申請書の現物があるんですけども、人と人のつながりがだんだん薄れた中で、逆にこういった防災の計画をするというのは非常に難しい点があります。要援護者登録の申請の中には、「支援者」という欄があります。「だれに支援してもらうんですか」と。この災害時の要援護者の対象となる人は、65歳以上のひとり暮らし、70歳以上の高齢者世帯、65歳以上の寝たきりの高齢者、65歳以上の認知症高齢者、それから身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者。こういった方が対象になられております。

そして、私の集落でもことしになって福祉委員会を開きました。この災害時の

要援護者の登録されている方が、福祉委員に一体わかってるんかという問題がありますが、だれもわかりません。自分の住んでる場所の地域の中で、要援護者の登録されてる人数がわからない。福祉委員会がですよ。そういう状態です。

この名簿を福祉委員会で使わせてほしいと申し出をしました。以前にも質問したことがありますけれども、ここでもまた個人情報保護法がひっかかってきます。こういった問題の中で援護者を支援するというのが非常に難しい点があります。そういった疑問が一つ出てきます。

それともう1点は、この人らが有事の際にまず地域がせないかんこと、行政も含めて地域がせないかんこと――避難の準備をさすんですね、まずね。昨年9月の集中豪雨で避難勧告が初めて福崎町で出ました。この避難勧告が出る時点では、この人らはもう準備をさせとかないかんわけですね、避難さすのにね。昨年、避難勧告が出たときにそういったことが行われたかどうか。それ以前に、準備の情報がこの人たちに行ったかどうか。

以前の質問の中でも、この防災無線が本当に聞こえたんかどうか。恐らく台風時ですから雨戸は閉まっている、雨は降っている。恐らく聞こえにくかったんじゃないかなという思いがいたします。しかしながら、この人たちには情報を提供せないかんわけですね、避難勧告が出る前には。一体だれがするのかという問題があります。昨年の避難勧告が出たときに、どういった情報が伝わったかどうかという点と、だれがするのかという点についてお尋ねしたいと思います。

健康福祉課長 昨年、避難準備情報また勧告が発令されております。その準備情報につきましては、まず放送する前に総務課から各自治会長に連絡があったかと思っております。健康福祉課としましては、各民生委員に、要援護者の方へ準備情報が出ているということをお知らせしていただくという連絡をとっております。

釜坂道弘議員 そしたらこの福崎町で今、災害時の要援護者の登録申請をされてる方は全体で何名ぐらいいらっしゃいますか。

健康福祉課長 今、精査をしておりますけれども、昨年の9月現在でいいますと642人の方が登録されております。

釜坂道弘議員 それだけの人のいわゆる支援をするのに、民生委員任せではなかなかできません。したがって、地域でそういった取り組みをふだんから、平常時からやっつくというのが一番大事じゃないかと思っております。そのためには、そういった要援護者の情報を、行政もですけども、地域も共有しとかないけないというふうに私は思うんですけども、そこらあたりはどうでしょうか。

健康福祉課長 要支援者の情報の共有ということでございますけども、ご指摘のとおり、災害支援体制の整備については、平常時から要援護者に関する情報の把握と防災情報の伝達手段、また体制の整備というものを確立しておくことが重要であると考えております。

現在、支援を希望されている高齢者と障がい者の情報につきましては、名簿を作成いたしまして健康福祉課で所有しており、その名簿については各自治会、民生委員、中播消防署また福崎警察で共有しております。また今、各自治会においても個人ごとの個別支援計画書を作成していただいているところでございます。

釜坂道弘議員 今言われましたような、関係機関の間の共有は非常にしやすいと思っておりますね。兵庫県でも、今回の県議会で井戸知事が、災害時の要援護者対策についてということで――個人情報の共有のあり方ですね。今後のあり方について、新たなガイドラインをつくる意向を示したという記事が出ております。ここらあたりが一番、地域でやろうとするときにブレーキがかかる場所ですね。

個人情報保護法というのは、そしたらその人の命、身体あるいは財産。これを

守るために個人情報を使用したらいかんのかということになりますね。国のQ&Aでも、こういったときにも使えないかというふうな質問が出てきております。ですから、人の命を助けるためにその情報が使えないのかと。これは使える範囲に入ってきております。そういったことで、難しい問題が今後課題として残るんじゃないかと、そこらあたりの検討を一度進めていただきたいと思います。

それから次に、この災害時の要援護者の避難支援計画を今後どういうふうに具体的に進めようとしているのか、お尋ねしたいと思います。

健康福祉課長 支援計画の今後の推進についてでございますけれども、避難支援プランに沿って自主防災組織、民生児童委員、避難支援者、また社会福祉協議会等の関係機関の協力を得ながら、体制の充実強化を図っていきます。また、災害時には地域や近隣の協力、助け合いというものが不可欠でございます。各自治会においては地域総合援護システムの充実の強化を今お願いをしているところでございます。

また、災害が起きたときの実践のために、災害時の想定訓練等を繰り返し実施しまして、問題点を協議しながら円滑な支援体制を確立していくことが重要と考えております。

釜坂道弘議員 まず住民を避難させようかと思ったら、もちろん避難場所がわかっていないとできませんけれども、それまでに危険箇所がないのかどうか。健康福祉課だけではとても把握できないと思います。そういったことで、横断的に、例えば福崎町の中であれば住民生活課、あるいはまちづくり課、健康福祉課。そういったものの連携を取るようなチームづくりが今あるのでしょうか。お尋ねしたいと思います。

健康福祉課長 平成19年に福崎町地域防災計画をつくっております。そのときに、防災対応マニュアルもあわせて作成をしております。その中で、災害本部の設置やそれぞれ各課の係を決めております。例えば健康福祉課でしたら援護部健康福祉班というものを設置して、今言われております災害時の要援護者の支援に当たるということになっております。またそのほか産業・農業班とか、まちづくり班、また下水道班。それぞれ各課によってそういう援護部などの部をつくって対応することとしております。

釜坂道弘議員 それは組織上、もちろんそういったことになろうかと思えますけれども、実際に避難させるときには、その地域で避難先まで行く間に危険箇所はないか。こういった調査も必要になってこようと思います。

今、私とここでは、各隣保長が21名おります。役員が10名おります。福祉委員が15名おります。この方を全部公民館に集めて、「1回自分とこの隣保へ帰ってこい」と、地図を持たせて帰らせます。「避難所まで歩け」と、「危ない箇所があったら全部この地図に記して帰ってこい」ということで、もう一度昼前までに公民館に集合させますが、この印をつけて帰ってきた数が非常に多い。例えば地震を想定した場合、倒れるであろう塀ですね――ブロック塀、あるいは土の塀。たくさんあります。それから、洪水時にはこの橋は恐らくもたんでであろうというふうな橋も出てきます。そしたら一体どうするんだということが話として進んでいきます。常日ごろから、やはりそういった取り組みを地域でしておかないといけないというふうな思いを非常に強く持ちました。

ところが先ほども言いましたように、だんだんと人と人のつながりが非常に薄くなっている中でこういうことを推し進めなければならないということで、非常に苦労があるところであろうと思います。

今、課長が言われましたように、避難所においては各課で担当部署を決めて組織的にできているということですが、実際に、そしたら災害時にこの援護者たち

が避難所へ行ったときの、いわゆる相談の対応ですね。人的な支援と、いわゆる支援物資の提供ですね——物的な資源の支援。ということになると思います。

ところが、医療が必要な方がたくさんあるかと思いますが。今回の東北の震災でも見てましたら、非常にそういった方の受け入れ先がないということで、福崎町において福祉避難所を指定されているのかどうかということをお尋ねしたいと思います。

健康福祉課長 現在、福崎町では福祉避難所としまして、デイサービスセンター2カ所と老人憩いの家の文珠荘の、この3カ所を指定しております。

釜坂道弘議員 ここらあたりも、やはり震災からこちらにたくさんの記事が出てきます。まず1月の読売新聞では、加西市が福祉避難所を指定し、8団体——いわゆる特養などを含めて15施設と協定を結んだと。前川議員にもきのう聞いたんですけども、「あんたんとこやっとなか」と。「もうこの1月に協定しました」ということですね。そしたらこういったことをこの福崎町でも推し進めていかないと、いざというときに避難されても、非常に困る方がいらっしゃるということになります。

姫路市でも最近、47カ所を福祉避難所に指定して協定したという記事が出ておりました。なるほど姫路市あるいは加西市と福崎町を比べた場合、施設の数にかなりの違いがあります。しかしながら、こういった福祉避難所の設置ということについても、今後取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

健康福祉課長 今言われましたように近隣の加西市、姫路市等では新聞記事も出ております。福祉避難所ということで、高齢者施設と契約しているということでございます。

福崎町におきましても、要援護者で避難生活が長期化する場合には、身体などの状況を判断して特別な支援が必要と考えております。今後、災害時に特別な支援の必要な障がい者、高齢者を、受け入れが可能な、今言われました民間事業所——町内、町外を問わず、福祉避難所として利用できるように協議していきたいと考えております。

釜坂道弘議員 今申し上げましたように、非常にこの取り組みは難しいことがたくさん出てきます。総合して考えられるのが、やはり「自分の地域は自分たちで守るんだ」というふうな、いわゆる防災についての住民の意識。これと地域の防災力。これに尽きると思うんですけども、もちろん行政と地元が、地域が一緒になって取り組まなければならない問題だと強く思います。

こういったことで、町長からも「減災について取り組みます」ということでありましたので、今後期待して、この質問を終わらせたいと思います。よろしく願いしておきます。

次に、都市計画道路についての質問をさせていただきます。

今回の議会冒頭での町長の所信表明でも、「都市計画道路については見直しを進めていきたい」という言葉がありました。以前もこの問題には質問させていただいたんですけども、通告のほうが先でしたので、いろんなことをお尋ねをしたいと思っておりました。ところが「見直していく」ということでお聞きしましたので、この都市計画道路の見直しをしなければいけない必要性というものを考えてみたいというように思います。

都市計画道路というのは、交通はもちろん、防災あるいは町の形成など、多様な機能を持っておりまして、健全な都市生活と機能的な都市活動を確保するための計画であります。

私が一番言いたいのは、都市計画道路の決定がされた時期というのは、戦後からこちら、高度経済成長期あるいは人口がどんどん増加しているとき。そういったときに、将来の都市を見詰めて、ここにこういう計画をしようということで、

かなりこれにも時間をかけられて決定されたもんじゃないかと思います。

都市計画道路の中には、県が決定するもの、町が決定するものの両方あるわけですが、ところがこれも長く未着手のままほっておくと、いろんな問題点、または弊害が出てきます。これらの未整備の道路については、今後の見直しというのはどうなのでしょう。そこらあたりをお聞きしたいと思います。

まちづくり課長 福崎町では昭和51年、56年に7路線を都市計画決定いたしました。一部見直しを行いながら、町の計画的な道路網整備に努めてまいりました。しかしその整備率は計画延長1万5,690メートルのうち、既成済みの箇所も含め8,502メートルが整備されており、約55%にとどまっております。限られた財政状況の下、透明性や選択と集中による効率的な道路整備が求められております。すべての道路を早期に着手するのは困難な状況にあります。

釜坂道弘議員 この議場の中で都市計画道路にひっかかっているんだという方はいらっしゃいますか。――だれもいらっしゃらない。――副町長、あそこは福崎駅田原線ですね。

やはりね、実際に当事者の立場になっていろんな物事を考えなければならないと思います。というのは、この地域内に指定されますと、都市計画法でいろんな規制がかかってきます。「建物は3階以上建てたらだめですよ」と。もちろん新築する場合には、「いつでもどけてくださいよ」と。「実施する場合にはどけてくださいよ」と。そうしますと、その中にいらっしゃる方は、将来のいわゆる生活設計にいろんな支障が出てきます。弊害が出てきます。この道路がいつ実施されるのかどうかというのも全くわからない状態で長くほっとくというのが、いかなものかという思いは強くします。

もちろん見直しについては継続して、その計画を存続させるのか、あるいは変更をするのか、もう廃止をしてしまうんだとか、こういった見直しが今から必要になってくるんじゃないかと思います。いわゆるその道路の必要性ですね、これが今から問われてきます。

なるほど今の計画路線を見ましたら、全部これが実施されますと非常に交通網が整備されていきます。ところが、高度経済成長期に計画しました計画が、今では非常に財政的に困難な場合も出てきます。したくても財政的にできない。あるいはもうその時期とは既に変化が起きて、もう必要ないんじゃないかという道路も出てきます。今後、この見直しについてのここらあたりの見きわめはどうされるのでしょうか。

まちづくり課長 これまでも、町では平成4年度に都市計画道路の見直しの検討といったことも行った経緯もございます。また、県では平成16年12月に県都市計画審議会から受けた答申の「都市計画法の見直しに関する基本的な考え方」により、10年以内に事業予定のない都市計画道路区間のうち、道路密度や配置バランス、交通機能、都市防災機能等の観点から必要性の検討を行っており、県下で20市町――ここでは福崎町は入っておりませんが、約35キロを、廃止に向けた検討を進める箇所として公表を行っているところであります。

しかし当時の見直しは、バイパス整備などで代替機能が確保された場合などの単純なものの抽出にとどまっております。事業化の予定がないにもかかわらず、多くの長期未着手路線を存続させる結果となりました。

今後につきましては、いろんな基礎データの収集等を踏まえまして、その検討案をつくっていきたいと思っております。しかし、都市計画変更するには一定の期間が必要でありますので、おおむね3年ぐらひは決定までにかかるんじゃないかと、このように思っております。

釜坂道弘議員 十分承知しております。3年でできたらいいのかな、恐らくもうちょっとかかっても仕方ないのかなという思いもしますけども、その中で一番大事なのは住民の合意ですね。どういうふうに合意していくのか。これが今後、都市計画道路の変更見直しについての一番大事なところであろうと思います。ぜひとも住民の立場に立った、また福崎町の将来を見据えた計画に見直してほしいと思います。これを強く要望して、私の質問を終わらせていただきます。

議 長 以上で、釜坂道弘君の一般質問を終わります。

次、3番目の通告者は志水正幸君であります。

1. 第5期、嶋田町政の新年度予算について
2. コミュニティバス「サルビア号」の運行再編について
3. 公立高校普通科の学区の再編について
4. 工業団地への企業誘致促進対策について

以上、志水議員どうぞ。

志水正幸議員 議席番号5番、志水でございます。

議長の許可を得まして、通告しております4項目について一般質問を行います。まず最初の1項目めは、第5期嶋田町政の新年度予算についてお尋ねしたいと思います。

嶋田町長が第5期目の町長として当選され、昨年12月議会で町長の生涯にかけて、この福崎町政を運営するとの力強い決意表明がなされました。

私はその力強い町長の決意表明を楽しみに、またそして期待もしておりました。私は、大阪市長も福崎町長も地方自治法上は全く同じ首長であると思っております。人口規模が大きく違うだけで、長としての仕事は基本的には同じものであると思っております。橋下大阪市長の政策についてどうのこうのとは言いませんが、今までにないタイプで大阪市政を大改革しようとされております。

嶋田町長も下水道事業の着手や中学生までの医療費の無料化など、思い切った決断のもと、多くの事業を展開されてまいりました。このような英断を持ってリーダーシップを発揮された町長を、今回の選挙で多くの住民が高く評価し、さらに次の4年間の町政のかじ取りを託したものを思っております。

また、選挙期間中の公約を守って頑張るとも言われておりました。町長の理念として、町民のいのち、くらし、人権を守るという16年間の町長の一貫した不易と流行の理念を貫かれております。

その理念と決意を踏まえた上での平成24年度の予算の中で、これは町民に自慢できると、そういった内容の予算編成あったのかどうか、まず1点目お尋ねしたいと思います。

町 長 地方自治法上で大阪市長と私の立場は同じと、このように言われました。確かにそうであろうと思いますけども、進める方向は全然違っているということをまず表明しておきたいと思っております。

どこが違うのか、私は憲法99条を守る立場であります。しかし大阪市長はそうではありません。そここのところは全然違っておりますので、さてその違いが将来の日本、将来の福崎町にどのようなことになるのかというのは予測はつきませんけれども、私は大阪市長の考え方というのは非常に危険な考え方で、小型ヒトラーのように思えてなりません。そこは全然違うというふうに、まずは言うておきたいと思っております。

そして今回の予算編成に当たっては三つの観点、これは科学の目を持つ、広い視野を持つ、地産地消の目を持って進めるという基本理念、基本的な姿勢と、それから五つの基本重点施策を掲げて選挙戦を進めていきました。この内容において

編集をしてくれたものとして、私は職員に感謝をいたしております。

志水正幸議員　そこで私は平成24年度の予算書を見て、正直に感じましたことは、今年度の歳入は町民税が前年度より4,960万円ふえてございます。固定資産税の評価替によって1億480万円ほど減るという予定でございます。

したがって、前年度より町税全体では2,280万の減。歳入全体で申し上げますと5億7,100万円の減収となっております。

歳出を見てみますと、今年度は田原幼稚園の建設が完了したことにより、前年度比5億7,100万円減の69億9,200万円となっております。

内容を見ますと、子育て支援の充実や食育に重点を置かれた予算で、他市町に先駆けて実施された中学3年生までの医療費の無料化を継続し、田原保育所の跡地に懸案でありました学童保育園を開設する設計経費が計上されてございます。また、大半の事業は継続事業であろうかと思えます。

常に町長は、「物事は継承発展が大事である」とも言われております。もちろん「継続は力なり」という言葉があるように、事業の集結を図ることが一番大切であると認識してございます。しかしながら、私は5期目当選後初めての予算でありますから、生涯締めくくりの予算としては若干寂しいような気もいたします。

これだけはこの4年間ぜひやりたい。こんな事業を思い切って手をつけたいというような、町長みずから生涯かけての一大事業というものはないのか。そのあたりを改めて再度、お尋ねいたします。

町　長　私は日本国憲法を生活に生かすということに生涯をかけております。

志水正幸議員　憲法を生活に生かすことをかけて、生涯をかけておると言われてますが、私はその生涯をかけて実施した町政をやると、その決意をされたときには、先ほど申しましたように非常に期待もいたしました。

継続も非常に大事だということも、私も同感でございます。その事業を見てみますと、当然、福崎町でもいろんな重点かつ大規模な事業がまだまだ残ってございます。下水道事業にしても、先が見えたといえども工業団地の下水化でありますとか、あるいはJR福崎駅周辺整備、また幼稚園の今後の建設、行財政改革等、非常に難しい、また懸案事項の多い事業がまだ残ってございます。当然それも完結するのは大事であろうとも思いますが、先ほど申しましたように、何かもっと大規模な、個性のある目玉事業というんですか、そういった事業の一つは期待しておりました。

ちょっと視点を変えて、昨年12月4日の町長選挙で、神戸新聞による出口調査が実施されました。新聞記事には、子育て支援・教育に21.3%、あるいは景気・雇用対策には18.1%、行財政改革には16.3%、駅前周辺整備には12.5%と、町長に対する期待の数値が出てございました。多くの住民が嶋田町政に期待をされております。その期待に、町長としてどのようにお考えなのか、お尋ねしたいと思います。

町　長　もちろん住民の皆さんの希望に応じて進めていくということが大事であります。しかしながら、TPOということがよくいわれますように、そのときの条件あるいはその時期、あるいはいろんなもろもろの政策の中で政治というのは生きていくわけございまして、大事な施策としては当然、駅前の周辺の開発でありますとか、あるいはそういったものがありますけれど、そうしたものは12月議会では申しましたように、四つの力が総合的に生かされて初めて一つの方向を見出すわけでありまして、本年度の予算の中でそれがきちっとそこまで打ち出せる状況に来ているのかどうかというふうになりますと、それはまだまだそこまで熟していないという面もありまして、具体的に駅前をこうするというふうな予算をよう掲げ

ておりませんけれども、しかしその準備をするための予算として、今年度、若干マイナスになっておりますけれども、それはそれで次に備えるものとして生きていくと、このように思っているわけでございます。

本年度の私の施政方針を見ていただきますとわかりますけれども、大きなのは、やっぱり地産地消をどのように生かすかということに、私は大きな重点があると思っております。先ほどの釜坂議員の自主防災でありますとか、地域総合援護システムでありますとか、そして一番最初の冒頭の、予算編成のときにもかなり質問を受けておりますけれども、福崎町のコミュニティをどのように発展させていくのかというふうなことは、極めて大きな課題でありまして、これに取り組むために営々とした努力を進めていくということが大事ではないかと思っております。

志水正幸議員 ぜひ、先ほど申しましたような事業についても重点的に取り組んでいただきたいと思えます。

駅前周辺整備の話が出ましたので、くどいようですがもう少し私の意見を言わせていただきます。

駅前周辺整備は、かねてから非常に懸案事項でありました。昨年よりも予算は減少しているけれど、当然、その準備経費として今年度、計上されていると思えます。一挙に多額のそういった道路整備、あるいは駅前広場整備の予算を充当するのは非常に難しい面がありますから、それは計画的に年次計画を立てて、順調にやっていただきたいと思えます。

次に、具体的な事業について1点だけお尋ねしたいと思えます。

この予算書の中で、仮称でございますけれども、自治基本条例制定事業が上がっております。私は住民自治の基本として、極めて重要な事業であろうと認識しております。そのためにも、住民の意識や行政に対する施策展望をしっかりと把握するということが、まずは大切であろうかと思えます。

そこで、多可町では県内でも珍しく、町民の満足度調査を実施しようとしております。今、町民が何に満足し、何が不満であるかをきちっと把握して、それらを知ることによって、限られた財源の中にあっても、多可町の将来をしっかりと見据えようと、そのような動きでございます。

本町は、平成16年度から25年度までの第4次総合計画の終期の到来を目前にして、新たな第5次総合計画の策定期が到来しております。第4次の計画、すなわち10カ年計画の取り組み状況を評価し、分析し、新たな今後のマスタープラン策定のための素材収集として、住民のニーズ調査を確実に実施すべきでないかと思えますが、条例制定後の第5次総合計画の策定の考え方をお尋ねいたします。

町長 詳しくは副町長等にもお願いをしておりますから、答えていただいたらいいわけですが、基本的な姿勢だけを申しておきますと、当然、住民の意向をしっかりと踏まえて物事は進めなければならないということでもあります。基本計画の中で、それを審議していただいた委員からも、そのことが強く出されました。ある方は、現場というんでしょうか、「そこの現状分析をきちっとやった上でないと後期計画も役に立ちませんよ」ということを冒頭に言われたのは、私は印象に残っているわけでありまして、そういった意味からいたしますと、現状分析をきちっとやるということがスタートでありますから、多可町でやられておりますようなことは――第4次の総合計画をつくる場合にも全町民アンケートをとりまして、満足度等の調査でありますとか、あるいは今後どのようなことに期待をしているのか。そういう統計のもとに4次計画がつけられたわけですから、そういう姿勢は今後も堅持していきたいと、このように考えております。

副 町 長 総合計画そのものにつきましては、志水議員に昨年の9月定例議会の一般質問の中で答弁をさせていただいております。今、町長が申しあげましたように、現況の課題を含め、それらどういう方向性を見出すのかといったような分野で形成をさせていただいております。

現在持っております総合計画の後期基本計画の前の、前期基本計画における分野では、今、町長が申しあげましたように満足度調査も行わせていただき、それらを反映させていただいた中で形成を加えさせていただいております。

当然、住民基本条例の体系につきましては、住民でありますとか、行政でありますとか、議会の役割等を述べさせていただいております。なおかつ、これら等につきましては、総合計画では他の計画の上位に位置づけられるものでありまして、当然、住民のご意見を形成しなければなりません。当然、住民からのワークショップでありますとか、有識者の審議会でありますとか、アンケート調査による意向調査、最終的には議会の意見等を踏まえた上での方向性を見出すものであります。

当然、住民意向調査につきましては、住民がどのような形の中で行政に対する満足度、サービスに対する満足度があるのか、こういったような事柄についても、この意向調査の中から省くような項目ではないと、このように思っております。

議 長 一般質問の途中ではありますが、しばらく休憩いたします。
再開は10時50分といたします。

◇

休憩 午前10時32分

再開 午前10時49分

◇

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

志水正幸議員 引き続き、前段の質問の続きをさせていただきます。

住民主体のまちづくりに関する町民あるいは議会、行政、そういった役割を踏まえて、時限的に総合基本計画を策定すると、このような答弁であったかと思えます。具体的には、第5次総合基本計画の策定は25年度中になろうかと思えますが、その骨子はやっぱりその前年の24年度に作成されるのか、お尋ねしたいと。

それと、この休憩時間のときにいただいた資料を見ますと、平成16年。いわゆる第4次の計画を策定されたときには、全町民に対する住民アンケート調査を実施されて、その中で住民の満足度を調査されています。16年度から第5次までにかなり年数もたつてございますから、第5次の策定に当たっては改めて住民の満足度調査を踏まえられて、しっかりとした計画をつくっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

企画財政課長 まず現在の総合計画が25年度を目標年次としているところなんですけれども、本来でしたらこの24年、25年で総合計画の策定という流れになりますけれども、この予算にあげております自治基本条例――仮称でありますけれども、この検討をした中で、総合計画の議決案件等も要件としていきたいと考えております。ある程度、その条例案のめどがつきましてから、次の総合計画の策定作業に入っていきたいと思っておりますので、目標年次を若干超えるような形を想定しながら、進めていきたいと考えております。

当然、新たな総合計画の策定に当たりまして、内容につきましてはいろいろ検討が必要なんですけれども、基本的には住民の満足度、ニーズ。そういったことを十分調査した中で新たな施策を考えていきたいと考えております。

志水正幸議員 住民自治条例の中に、そういったまちづくりの理念が当然出てきますから、その理念を踏まえて新たな次の計画ということだと思います。そこで住民の満足度とか要望などをしっかり把握していただいて、この新しい条例に掲げる。そういった準備が必要かと思います。

私が常に感じる福崎町というものは、資源あるいは道路網、商業、工業、教育機関、それから文化活動、さらには地域のコミュニティの活動等、他町と比べても一定のバランスのとれた住みよい町だと、このような思いでございます。

しかし、今後の10カ年計画を策定されるに当たっては、現状に満足することなく、将来をしっかりと見据えた総合基本計画を策定するために、消極的な発想を払拭した、思い切った将来10カ年の新しい計画。すなわち、福崎町の未来予想図となるようなものを期待しております。

1点目の質問はこれぐらいにしておきまして、2項目めの質問でございます。

コミュニティバス「サルビア号」。巡回バスの運行再編について、お尋ねをいたします。

これにつきましては、反対の立場じゃなく、多くの方々に利用いただくために、少し時間かけて質問させていただきますが、まず、巡回バスの現在の利用状況、乗車人員と、導入当初の目標に比べて、正直どのように評価されているのか、お尋ねいたします。

健康福祉課長 利用状況でございますが、21年度から申します。21年度は年間1万4,667人、1日平均で40.86人となります。22年度は年間1万2,776人、1日平均35.59人です。23年度の上半期——9月まででございますけれども、6,129人、1日平均では33.49人でございます。

当初の目標でございますけれども、1日40人程度という目標でございました。21年度までは大体1日40人から43人程度の乗車がございましたけれども、22年度から若干減っております。利用者が固定されておまして、新たな高齢者の利用が少なくなって、減少していると思われまして。

志水正幸議員 当初の目標が1日40人。ちょっと少ないような気がしますが、それからずっと過去の人数を見ておりましたら、1万4,000人から1万5,000人。それがずっと最近になって、今の答弁にありましたように、21年度は1万4,667人。22年度は1万2,776人。上半期については半年分で6,129人ですか、1日において33人。やはり減少、下降しております。

そこで、もう少し詳細にその乗車人員をお尋ねしたいんですけども、この巡回バスは、運行日が奇数の場合は市川より西。偶数は市川の東で運行されております。

そこでお尋ねしたいのは、各路線ごとの利用者数について知りたいんですが、例えば一つのコースだけお尋ねいたしますと、川西Aコース。いわゆる田口から文珠荘までの路線の利用者は、平均どれぐらいの乗車があるのか、お尋ねいたします。

健康福祉課長 コース別の、奇数日の川西Aコース。田口から文珠荘ですけれども、22年度は年間1,868人で、日数で割りますと1日平均10.2人という乗車数でございます。

志水正幸議員 川西Aコースについては、1日10.2人の平均乗車があったと。これを考えますと、1日2往復されてるわけですね、田口から文珠荘の場合。そうしますと、1路線で数えれば半分。5人になるわけですかね。

健康福祉課長 はい、そうです。この田口・文珠荘線については10.2人ですけれども、2便ですので、1便あたり5人ということになります。

志水正幸議員 大体5人ほど。これは田口を出られて途中で降りられる方、あるいは途中で乗られて、また目的の文珠荘まで行かれる方。いろいろあろうかと思いますが、それも平均して1路線、いわゆる始点から終点まで平均5人と言われるんですが、果たして、実際に見てるときに5人ずっと乗っておられるかということ、非常にもっと少ないような気がするんですけど、計算上、2路線で運行日が年間何日かあって、それを2往復されてますから、計算されたらそういう結果になって、平均5人と。わかりました。ありがとうございました。

それから次に、バスに乗車される方から、今回の場合、現行は無料なんですけど、運賃を取るか取らないかによって、陸運局の対応にいろいろ問題点が出てこようかと思うんですが、そのあたり、ちょっとわかりましたらお尋ねしたいと思いません。

健康福祉課長 道路運送法というものがございまして、大きく分けると乗合バスと貸切バスとに区分されます。利用者から運賃をもらう場合には乗合バスという運行になりまして、一般乗合旅客自動車運送事業の許可が必要になります。

現行の巡回バスは、乗り合いバスではなしに貸し切りバスとしまして、一般貸切旅客自動車運送事業の許可をいただきまして、福崎町がバス運行事業者のバスを貸切契約して運行をしているという形態でございまして。貸切バスで運賃を取るということは、これは旅行業法というのがあります。この許可が必要となりますので、法律上、現行では運賃は福崎町では有料にはできないということになります。

志水正幸議員 そうしますと、今は無料で巡回バスを走らせているのは、あくまで観光バスとしての神姫バスとの契約だということで、今度、有料である場合については一般の乗合バス。ということは、路線バスの定義に該当すると思うんですね。そうしますと、いろいろとまた制度的に制約が出てきますけれども、はい。

それから、じゃあ今後計画されておりますその乗合バスですね。それを導入するに当たっての委託業者の選定については、乗合路線バスの事業者間の競争原理というのが働くのかどうか。運行事業者の決定方法について、今、どのようにお考えなのか、お尋ねをいたします。

健康福祉課長 運行事業者の選定につきましては、乗合バスという許可がもちろん必要になります。

業者の選定につきましては、提案型のプロポーザル型が望ましいと聞いております。乗合バスの運行許可のある業者、または乗り合いバスが取得可能な事業所によりまして、一般競争入札で公募すると。そして選定するというふうに考えております。

志水正幸議員 ちょっと確認させてください。

今、最後に一般競争入札で業者を決めると言われましたが、その前に「提案型で、プロポーザルで」という話が少し出てましたですね。それは何か業者のほうで、こういう形で提案して、こういうふうに走らせますよということは、これから何社か提案をまとめて、その中で入札されると、こういう意味なんですか。

健康福祉課長 入札と申しましたけれども、こちらからある程度の仕様書を決めまして、それによってどういう運行ができるのか、どれぐらいの金額で運行ができるのかというような提案をしていただいて、それを選考していきたいと考えております。

志水正幸議員 次に、現在走っております巡回バスの運行に――先ほどの乗車人員を見ても年々下がっておりますから、問題があるから今、専門家を交えて時間をかけて、再編後の運行形態のあり方などを検討されていることと思います。

そこで私は、このバスは福祉バスであると認識してはいるんですが、利用者は高齢

者あるいは障がい者、または車の運転ができない、いわゆる交通困難者だと思います。そういう方々が外出されるための支援であろうかと思えますから、私は利益などを追求するという事業ではないと思えます。

しかし、幾ら福祉バスといたしましても限界がありますから、公共交通の専門家の集まりの中で検討されたかどうかはわかりませんが、最小限の利用者の目標設定はすべきだと思います。今走ってるバスの当初の目標値を先ほどお尋ねいたしますと、「1日40人を目標にしていた」と、そのような答弁だったと思えますが、今後、どの程度目標を立てられて、再編運行されようとしているのか、そのあたりからお尋ねいたします。

健康福祉課長 現在は、今言われました福祉バスの目的で、無料としてやっております。ご指摘のとおり、運営事業につきましては費用対効果ということも、もちろん検証する必要があると考えております。再編成案ではバスを2台運行しますので、現行の2倍、または2倍以上という目標を持っております。

志水正幸議員 今の現行の目標値、現行の実績の2倍ですか、それぐらいを一つの目標として再編運行すると言われております。現行の2倍という乗車人員の目標でございますけどもね——現状の2倍。具体的なようで、私は具体的でないと思えます。もし2倍以下の乗車であれば、路線は見直しするとか、あるいは全体の乗車人員が現行の2倍以下なら事業を廃止するとか、思い切って。明確な目標値を設定すべきかと思えますが、再編後の目標は、2倍ということは1日80人の乗車を目標に運行すると、こういうことでよろしいのでしょうか。

健康福祉課長 目標としておりますのは2倍でいいますと、約80人ということになります。

志水正幸議員 倍になりますから80人になるんですけど、かなりいろんな面でまた努力をしないと、なかなか80人にはならないかと思えますので、よろしく願いいたします。

それと、再編後の運行の日のことなんですが、日曜・祝日は運休になってございますね。現在、今は確か祭りと年末年始のみ運休で、今後新たに運行しようと言われております案では日曜・祝日は運休扱いになってございます。その日曜・祝日を運休にされた理由をお尋ねいたします。

健康福祉課長 日曜・祭りを運休する理由としましては、一つは目的が買い物、病院、公共施設というのは多くございますが、日曜・祭りは病院が休みということでございます。また、日数を制限して運行の経費をある程度削減したいという思いと、日曜・祭日には、特に定時路線にしますと、役場周辺の道路が非常に混雑しておけることがございます。それと日曜日には家族がいらっしゃる方については、家族の方の送迎というものを利用していただきたいと考えております。以上の要因を勘案しまして、平日運行としております。

志水正幸議員 今の答弁を聞かせていただいて、大変失礼かもわかりませんが、疑問を感じております。確かに、最初に言われた日曜日は、病院とか買い物の利用で、日曜日は病院が休みだとか、あるいは2番目には経費の削減のためとか、あるいは3番目には、それを走らすことによって役場周辺等が渋滞しているからとか、あるいは日曜日は家族が送迎するからとか、そのように答弁があったんですが、確かに病院は日曜日は休みかもしれませんが、高齢者の買い物は本当に日曜日には行かないんですかね。私は高齢者の買い物は曜日なんか関係ないと思えますし、昨年の実態調査を見ても、今の巡回バスの利用者の81%が60歳以上で、利用の一番の目的は文珠荘が31%、2番目に多いのが買い物で26%、次いで通院が19%となっております。

運行経費の削減のために日曜日を運休する——実際、高齢者福祉と言ったら、

どんな施策でも金というのは結構かかるんですよね。金がかかるからということもちょっと疑問を感じるんですが、わずかな経費削減のために中途半端に事業をすぐらいなら、私は思い切って中止してもいいんじゃないかと思います。

高齢者は1回でも2回でも家から――在宅から外に出て、いろんな方々とお話をされるだけでも、私は健康になって、医療保険あるいは健康保険、介護保険等も含めて、抑制になろうかと思うんですね。

日曜日は役場周辺が渋滞するから運休――実際には、他都市のこういったコミュニティバス等でも国道等で渋滞があるから運休してるというのは聞いたことのない話だったと思います。

最後の4番目も、日曜日は家族がおるから送迎は運休する話。家族が送迎できるのであれば、そういう方よりも、私は、家族で送迎できない方が多い、独居老人または老人のみの世帯。そういう方がよく利用されると思います。

したがって、今答弁いただいた四つの運休の理由は正直納得ができません。もう少しくどいようですが、1番目と4番目の。1番目の、病院が日曜日休みとか、あるいは4番目の、日曜日やったら家族が送迎するからバスの利用者は減ると。そういう見込みでしたら、現在も同じような実績にあらわれてると思うんですよね。他の曜日に比べて日曜日は極端にドンと少なくなる。そのあたりは現在はそうなってるんかどうか、お尋ねしたいと思います。

健康福祉課長 22年度の乗車数で曜日ごとに見てみますと、日曜・祭日は極端に少ないということはありません。今、1日平均35.6人ですけれども、日曜・祭日で見ますと、1日平均29.6人ということで、6人は減少しておるような状況でございます。

志水正幸議員 少し日曜日は少なくなっているという実態ですね。

私は、基本的には公共交通というのは年中運行すべきだと思うんです。年末年始も運休になってますが、私は年末こそ、買い物とか病院の通院の需要もあろうかと思うんです。正月は別にしましても。

次に、再編で今後運行されるやり方等についてお聞きしたいんですが、今のお考えでは、郊外の予約型運行で、1日4便程度の仮ダイヤ設定で運行という形になっておりますが、デマンド型じゃなくて、あらかじめ時刻を設定されて運行されようとしております。極端に言いますと、今の定時型路線バスと変わらないように思うんですが、そのあたりをお尋ねしたいと思います。

健康福祉課長 特に郊外部につきましては、このたびバス停型デマンドという形で、予約のあるバス停留所を最短距離で行くということになりまして、無駄な時間、また燃料を削減して、空車で運行ということがないようにしております。

志水正幸議員 例えば郊外の東大貫から予約があって、また南大貫でもほぼ同じ時間に予約があって、少しおくれて長目でデマンドの予約があった場合、南大貫から路線を外して最短距離で直接長目のバス停まで行く。こういった形になるんでしょうか。

健康福祉課長 郊外部のデマンドにつきましては、運行エリア――区域ですね、今の巡回バスが4コースに分かれておりますけれども、ほぼこれと同様のエリアに区分をしまして運行することになります。

今言われました東大貫・南大貫を例えばCコースとしますと、長目地区についてはDコースと、コースを分けてエリアが異なるということになりますので、同じ偶数日には運行しますけれども、時間帯は異なりますので、直接長目へは行かないということになります。

志水正幸議員 ちょっと質問がまずいようで、じゃあもう一度確認させていただきますと、東大貫と南大貫で予約があって、ちょっとおくれて同じコースの中で別の場所から

予約があった場合に、普通でしたら停留所のルートを通るのを、その停留所からのルートを外して直接3つめの予約者のところまでバスを走らすのかどうかということなんです。

健康福祉課長 各バス停の時刻というものは、おおむねの時刻を定めておきます。例えば、東大貫でバス停が2カ所あれば、東大貫のバス停の2カ所を10時から10時5分と定めまして、南大貫のバス停が2カ所あれば、2カ所とも10時10分から15分というような時間を定めておりまして、その時間で予約を受けることとなります。もう1カ所停留所があれば、そこもおおむねの時間を決めておりますので、次にそこへ行くということになります。

その時間で予約を受けることとなりますので、次に行き先ですけども、そこで文珠荘が行き先の方であれば、文珠荘を乗り継ぎ拠点としておりますので、まず文珠荘へ行って、そこで1人おりられるとします。それから役場も拠点としておりますので、役場での乗り継ぎが目的の方については文珠荘からまた役場へ行って乗り継いでいただくと、こういうような計画をしております。

志水正幸議員 そうしますと、停留所で標準的な時刻があるわけなんですけど、予約の仕方によってかなり到着時刻が変わってこようかと思いますが、先ほど聞きますと、路線バスで運行するとなれば、いわゆる早発ですね、時刻よりも早く出る場合には陸運局との間でかなり厳しい問題が出てきます。まあバス事情は渋滞等でおくれる場合については余り問題ないんですけど、早発の危険性がかなりありますので、その場合はどのような対応をされるんでしょうか。

健康福祉課長 郊外部のバス停の乗車時間というものは、区域を小さくして、できるだけ時間差のないようにはしたいと思っておりますけれども、5分程度の必ず待ち時間というのは出てくるかもわかりません。バス停につきましても、予約している人が乗られますので、乗られるまでは早発はしないということになります。

志水正幸議員 じゃあその時間までその停留所等で時間調整のために少し待つということなんじゃないかな。

健康福祉課長 予約されている方が乗られれば出ます。まだ来られてなければ、時間まで待つということになります。

志水正幸議員 その予約の時間まで停留所等で待つと。時間調整するということなんですけど、その場合にちょっと心配なのは、路上での問題はあるのかないのか。一般的に、大型のバスの場合でしたら時間調整はやはり営業所等でしております。といいますのは、どうしてもバス事業というものはお客さんの命を目的地まで安全に搬送するということが一番の目的ですから、バス停で時間調整するというのは若干問題があるかと思っておりますので、今後もう少しそのあたりは検討していただきたいと思っております。

それから、今回初めて有料化にしようとするということで計画されておりますが、100円の根拠をお尋ねしたいと思います。

健康福祉課長 受益者負担の観点から有料ということにしております。アンケートの結果から、負担にならない程度の金額ということで考えております。

また、福崎町は他の市町と比べて面積が小さく、移動距離も非常に短くなりますので、路線バスの現行の運賃等も考慮しまして100円としております。できるだけ往復利用をしていただきたいと思いますと思ひまして、往復では2回利用となりますので200円という負担になります。できるだけ負担の少ない範囲で、また受益者負担の観点から、1回100円程度ということにしております。

志水正幸議員 アンケート等で調査されて、100円か200円という調査の結果で、ミニデサービス等で調査されたら、圧倒的に100円の希望者が多かったということ

なのですが、私はね、公共料金は一たん決めますと、なかなか今後値上げするのは難しいですよ。ですから何か国保や介護保険みたいに何かを計算した結果、じゃあ「100円になりますよ」とか、例えば、これもよくバス事業者さんが使われるんですが、1キロ走ったら何ぼ金かかるんや、あるいは1キロ走ったら何ぼ費用がかかるんやという、いわゆるキロ当たり収入とかキロ当たり費用をよく出されます。そういった金額を目安にして、その結果100円にするとか、200円にするとか、何かあるほうが、自動的にこれからは料金はさわりやすいような気がします。それもまた検討しておいてください。

それと、バスの質問でもう1点だけ最後にお尋ねいたします。

今、パブリックコメントを実施されております。確かこれ3月5日までだったと思いますが、その状況はどうなんでしょうか。

健康福祉課長 電話で運行についての問い合わせというものはございましたけれども、パブリックコメントの意見としては1件ございました。5人の方の連名ですけども、内容につきましては、郊外部の予約電話については、利用するのに気が引けるということで、従来どおりの運行でお願いしますというような内容でございました。

志水正幸議員 パブリックコメントは1件、5人の連名で、「デマンドで1人で乗るのは気が引けるから従来のほうがええ」と、そういう意見のようですが、私はそのパブリックコメントも大事なんですけど、待ち受け方式じゃなくって、もっと役場から出前パブリックというんでしょうか、ちょっと出向いて意見を聞いていただくのも一つの方法ではなかろうかと。

例えば、障がい者団体に一度そういったことを聞いてみる――ワゴン車であったとしても、リフト付のバスもありますから、障がい者の移動の手段としても、非常にそれだけ福祉サービスの充実につながると思いますので、まずそのあたりの需要があるのかないかを一度団体に聞いてみると、あるいはバス停の時刻表にも点字表が必要なかどうか、その団体に聞いてみるとか、何か行政側から積極的にいろんな意見を聞くということも大事でなかろうかと、そういうような気がいたします。

それから、最後にもう1点だけ。今ずっと再編の計画――巡回バスの見直しということでされておりますが、地域公共交通会議。非常に大きな会議の名称でございます。中身は今、巡回バスの見直しをされていると思うんですね。

私は、地域公共交通の見直しといたしましたら、やっぱりJRとか民間のバス事業者も含めて、広い範囲で福崎町の公共交通のあり方というものを検討すべきと思うんですが、今後も公共交通会議を継続されるのかどうか、そのあたりをお尋ねいたします。

健康福祉課長 巡回バスの再編後の地域公共交通会議につきましては、また再編後の運行事業の実績について検証する必要もございますので、継続して開催します。また法的にも、今言われましたように路線バス、JR、その他公共交通の運行等についても、この地域公共交通会議では協議が必要となっております。この地域公共交通会議につきましては、今後も存続し、継続して開催いたします。

志水正幸議員 ありがとうございます。

それでは3項目めの質問で、公立高校普通科の学区の再編について、質問させていただきます。

県の教育委員会が公立高等学校の普通科の学区を、今ある16から5に減らそうと検討されて、確か1月に方針を発表されております。今までは、福崎町の中学生は郡内の高等学校か、あるいは姫路市内の高等学校を受検することができましたが、変更後は西播磨のたつの市・赤穂市・相生市・宍粟市・太子町・佐用町

・上郡町を含めた5市6町。この広い範囲で一つの学区——入学の単位にしようと、このようにするものです。

この改正はいろいろな問題があることから、昨年9月にこの議会も請願を受け、議員提案として採決し、現学区——いわゆる姫路・福崎学区をこれ以上広げない、そういう意見書を県の教育長あるいは教育委員会に提出してございます。このような取り組みの中であっても、ことしの1月6日に県教育委員会がこの実施時期を1年だけおくらせて、2015年からやろうと発表しました。

本町として、現状の今の神崎郡と姫路市のみの学区で、現在何か問題があるのかどうか、その点お尋ねしたいと思います。

教 育 長 我が町にとっては、現状では問題がないと。現状維持を望んでいるから、議会の皆さん方のご支援もいただきながら、県教委に対して反対意見を述べてきたところでございます。

志水正幸議員 現在では特に問題はないと。そうすれば学区の再編によって生徒あるいは学校、保護者、行政に何か新たな効果というものが期待できるのか、お尋ねいたします。

教 育 長 生徒や保護者、学校にとりましては、学校の選択肢が広がるわけですから、子どもの能力・適性・ニーズ等に応じた、より広い教育を受ける機会が保障されるというふうなこととか、行政にとりましては、教育の機会均等がより保障しやすくなり、また複数志願制の導入によりまして、定員割れ等が防げると、こういうふうなメリットを考えることができます。

志水正幸議員 じゃあ実際やった場合の問題点、デメリットはどのようなことをお考えでしょうか。

教 育 長 3点からお答えをさせていただきます。

まず1点目は、一部の学校の競争が激化され、今まで合格できていた成績の者が合格できなくなる。そういう想定ができます。受検の範囲が広がるとしても、行きたい学校と行ける学校は違います。行きたくても行けない学校が出てくる。こういうことも考えることができます。

2点目です。自由学区制度の問題もあります。現状では、神河町の中学生は生野高校の受検が可能です。しかし、朝来市の生徒は神崎高校の受検はできません。しかし、制度が改正されることによって、神河町は今までどおりですが、朝来市の生徒が神崎高校を受検可能になります。そうなれば、神崎高校の競争率も高くなると思います。それによって神崎高校だけではなく、他の学校の合格にも影響が出てくるのではないかと恐れています。

3番目としましては、現在第3希望まで書くことができます。第3希望で「その他校希望」に丸を入れれば、通学距離がどんなに遠くなくても入学しなければなりません。西播の全普通科校が対象になるので、登下校に大変な時間とお金を費やす人も出てきます。また合格ラインの高い学校に定員割れが生じたとき、その他校希望をしておりましたら、その生徒は合格ラインのかなり高い学校へ入学を認められます。そうなったときに、今の自分の学力と行く学校の学力の差が生じたときに、授業についていくのが非常に難しく、せっかく合格をしたのに中退を余儀なくされる。そういうふうに追い込まれる生徒も出てくるのではないかと、こういうところを危惧しております。

志水正幸議員 相当デメリットも多いように今、お聞きいたしました。具体的に言いましたら、福崎の中学生は、今は福崎高校、神崎高校……あるいはそういった神崎郡の学校と姫路市内の学校を選択できよったんですが、これからは非常に範囲が広がる。したがって、例えば姫路西高に、今度は今まで行けなかった西播磨のたつの、相生等の優秀な生徒が入る。そうしますと福崎から西高へ行っていた方々が場合に

よっては難しくなる。またそういった方々がその次の学校へ行かれます。ずっといく形で、やはり今以上に行きたい学校への入学について競争が激しくなるというふうに、先ほどの教育長の答弁を聞いておりますと、そのように理解をしておりますが、非常に今以上に難しくなる。

そういったことを、認識されております福崎町の教育長が、じゃあこの制度について今までに教育委員会、県の協議会等に対して何らかの行動を起こされたことがあるのかどうか。反対の意見をきちっと言われたのかどうか、そのあたりをお尋ねしたいと思います。

教 育 長 「一寸の虫にも五分の魂」というのがございます。私も福崎町の教育長といたしまして、福崎町の子どもにとって不利なことは避けてほしいと。考えようによつては「井の中の蛙」的な考えかもしれませんが、私にとってはやっぱり福崎町の子どもが第一ですから、そのことを考えながら、県の教育長会、播磨西教育長会等で、福崎町の思いを反対意見として述べさせていただいております。

志水正幸議員 保護者に対する意見というのは教育長自身、集約されたことはあるのでしょうか。

教 育 長 基本方針が出ましてから、まだ集約はようしておりませんが、昨年の11月に郡のPTA実践発表会がありまして、そのときにPTAのアンケート調査をいただいております。

それによりますと、89名の方からの回答がありまして、制度が変わるということを知っているという方が74%、「知らない」といわれる方が26%ありました。そしてそのうち「賛成」という方が9人、14%。「反対」といわれる方が31人、47%。「何とも言えない」が26人、39%となっていました。

賛成の声には「受検チャンスがふえる」、「格差が出て自由化しないのはおかしい」。反対の声といたしましては「姫路・福崎学区にとって何もメリットがない」、「現在の学区の行きたい学校が狭き門になる」、「通学距離が長くなるおそれがある」。「何とも言えない」と、「答えられない」という声の中には、「地域により事情が違うので、一律に学区再編をすべきでない」、「但馬・阪神地区では選択肢がふえるのでいいのではないかと、そういうふうなそれぞれの声がありました。

郡のPTAでは、このような意見を県のPTAの会議において一県教委も出席しておりますから、その場で神崎郡のPTAとしての思いを述べると。そういうことで、私も話をさせていただきました。

志水正幸議員 その今の郡の発表会の一89名の方々というのは郡内の保護者の方でしょうか。

教 育 長 郡内の3町の保護者です。しかも幼稚園・小学校・中学校の、三つの保護者でございまして、幼稚園の保護者と中学校の保護者では多少、受け取り方に違いがあるかもしれません。

志水正幸議員 町の教育委員会として、保護者の意見を聞くということはどうなんでしょうかね。

教 育 長 それも重要なことかと思っておりますが、現在のところ、学区再編に関するプリントが県教委から届いておりまして、これを町内の小学校の児童すべて一1年生から6年生まで配付しまして、家庭へ持って帰っていただいて、保護者の方に周知をしております。また、小学校6年生を対象にしました中学校入学説明においても、それぞれの中学校長から「皆さんが中学校に入学された3年後、皆さんが受検をされるときには、学区再編で広がりますよ」と、「だから中学校へ来たら一生懸命勉強してくださいね」と、そういう説明はさせていただいております。

ます。

志水正幸議員 できるだけ、機会あるごとに保護者に対してそういった改革の内容等の説明をしていただきたいと思います。

ちょっと話はそれるんですが、そういう学区再編のことも含めてですが、明石市が教育改革の必要性ということで、町の部局と教育委員会事務局が合同で、長期的な教育方針などを検討する「あかし教育会議」というものを2014年に発足しようと、そういう新聞報道がございました。この会議では、学校問題のほかには少子化への対応や生徒の学力の底上げ、あるいは学習環境など、そういったことをテーマに検討するとのことでした。

教育行政に町の部局が介入する問題としてはどう考えられるか。いろいろ別の問題も出てこようかと思いますが、私は、基本的には教育委員会というのは独立した組織だと思います。そのように考えますけれども、昨今の教育委員会の問題は山積しておりますので、場合によってはそういった検討会議があってもいいのかなとも思います。

それと同時に、そういう明石の動きはこれからちょっと時間をかけて、一度よく調査・研究してもらったらいんですが、それと同時に、教育委員会の業務を見ておりますと非常に範囲も広く、また業務量も多いような気がしますので、委員会の負担軽減を図ることも考えてみてはどうかと思いました。

一つは、「町民の社会体育とかあるいは文化行政というものは、本当に教育委員会でなかったらだめなんだろうか」。「町の部局でいいんじゃないか」と、そういうふうな思いもしています。もし機会がありましたら、組織再編されるときに一度、そういう業務の見直しも一度考えていただきたいと思います。これは強く要望しておきます

最後に、4項目めの工業団地への企業誘致促進対策について、お尋ねいたします。

この問題については、私も何回となく質問させていただいております。改めて、東部工業団地に企業が進出するとなれば、町にとって本当にどんな魅力があって、どんな問題があるのか、そのあたりからお尋ねしたいと思います。

産業課長 工業団地に企業が進出すればどのような魅力があるかということでございますけれども、まずは雇用の確保、それと町民税・固定資産税等の増加、それと町の活性化などが考えられると思っております。

志水正幸議員 現在、東部工業団地の未利用の区画はどれぐらいあるんでしょうか。

産業課長 東部工業団地の未利用区画につきましては5区画ございますけれども、1区画は売却済み、また1区画は仮契約済みということで、残りは3区画となっている状況でございます。

志水正幸議員 企業誘致のために、他都市では固定資産税の減免等の優遇措置をされておりますが、前の質問では、本町はそういった優遇措置はとらずに、住みよいまちづくりを進めることによって、企業が進出してくれるものと、そういう考えでございました。

私は正直、本当にそのようなことだけで企業が進むのかどうか、若干、疑問な気もしますが、現在は何らかの企業の進出の動きがあるのかなのか、もしあればどういった企業と今どの程度の話が進んでいるのか、そのあたりをお尋ねしたいと思います。

産業課長 現在、企業の進出につきまして進んでいる企業がございます。委員会でも報告をさせていただいておりますけれども、東部工業団地におきまして7号地への進出企業が決まっております。現在につきましては、内容的にはまだ正式に書類等

が届いておりませんが、企業で作成中ということで進めているところがございます。

志水正幸議員 企業誘致に大いに関係する話なのですが、企業が進出する場合には工場の緑化基準、いわゆる緑地面積と、そういった環境施設の面積が工場立地法で定められております。その緑化基準の面積について県から市に権限移譲されて、早速、赤穂市はその基準を緩和して企業の誘致を促進しようとしてされておりますが、市ではなく町の場合には、そういった緩和措置は無理なのかどうか。県条例の規制緩和の動きはないのか。そのあたりをお尋ねしたいと思います。

産業課長 工場緑化の基準等でございますけれども、工場立地法の改正によりまして、4月1日から県から市に権限が移譲されます。町への移譲はないということでございますので、基準等につきましては緩和はできない状況でございます。

また、県の条例等につきましても、規制等緩和はないということでございます。

志水正幸議員 そうしますと、緩和措置はできませんが、固定資産税等の免除規定も本町の場合は、それはとらずに住みよいまちづくりを進めることによって新たな企業の進出ということですから、それはそれとして、少しでも多くの企業に進出していただくように頑張りたいと思います。

県あるいはほかの市町も含めて、企業誘致に際して高額な補助金を出して企業を誘致している都市もたくさんあるんですが、最近、急激な円高の問題や、あるいはそれに伴ってその企業が海外進出されると。そういう企業の撤退問題も一方では全国的に広がっているようです。その中でも特にテレビ関連の企業は非常に撤退しているケースが多い。そういう話があります。本町の場合、西も東も――東部の工業団地も含めて撤退等の動きがある企業はあるのかないのか、お尋ねしたいと思います。

産業課長 福崎町での企業の撤退ということにつきましては、東部工業団地で池田デンソー株式会社が、平成24年3月9日に役場に来庁されまして、ちょっと経緯の説明がございました。内容につきましては、平成24年4月1日をもって池田デンソー株式会社を、親会社であります姫路市のパナソニックエコソリューションズ池田電機株式会社に合併する旨が、平成24年2月末の取締役会で正式に決定されたということでございます。

従業員等につきましては、ほとんどがこの本社の池田電機株式会社の採用となるということでございます。工場等につきましては、売却予定でありますけれども、時期につきましては不明という状況であるということでございます。

志水正幸議員 東部工業団地での池田デンソーの撤退の話ですが、じゃあそうしますと未利用地は今度3区画から4区画になるわけですね。

冒頭にお尋ねして――企業進出のメリットをお尋ねしましたら、やはり雇用の確保でありますとか、あるいは町税の増収とか、あるいは町の活性化とか、いろいろメリットもたくさんありますので、未利用地がふえることのないように、今後も側面的であったとしても町として企業誘致促進には本当に力を入れていただきたいと思います。その点のお考えだけをお尋ねして、質問を終わります。

産業課長 企業誘致についてでございますけれども、現在、阪神住建株式会社みずからもPR活動等を行っております。また、兵庫県のひょうご・神戸投資サポートセンターとか、関西電力の企業進出担当者様のご協力によりましてPR活動のほか、金融機関の融資担当の方々へも情報を流しながら、今後も誘致を進めてまいりたいと考えております。

志水正幸議員 以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長 以上で、志水正幸君の一般質問を終わります。

次、4番目の通告者は石野光市君であります。

1. 学童保育について
2. 図書館について
3. 下水道の管理について
4. 観光の振興について
5. 交通対策、交通安全対策について

以上、石野議員どうぞ。

石野光市議員 通告順に従い、一般質問をさせていただきます。

まず、学童保育についてであります。

田原小学校・八千種小学校の児童を対象とする学童保育の実施に向けて、4月以降、旧田原保育所跡地となる場所において、旧保育所の建物を取り壊し、新たに定員70名の学童保育の施設建物の設計と2,600万円の工事予算を含む24年度一般会計予算が成立したことは、大変喜ばしいことと思っております。

学童保育が当町でスタートした当時は、開設は学校の登校日となっておりましたが、保護者のニーズを調査し、土曜日や夏休み、冬休み、春休みにも開設することを検討すべきとの提言を行い、制度として充実してきたことを評価しております。

また、専任の指導員の配置という要望もいたしておりましたが、23年度から取り入れられていることについても同様であります。

田原小学校に隣接するという立地条件から、今まで以上に田原小学校、さらに八千種小学校の児童にも積極的な利用への環境が大きく前進するものと考えています。

25年度からの新たな学童保育所の供用開始が予定されていると聞いていますが、遅くとも25年4月1日からの開設という方向づけで考えておられるのか、まずこの点についてお答え願います。

学校教育課長 新たな学童保育園の予定でございますけれども、本年度は実施設計、それから既存――訂正します。平成24年度は実施設計、既存施設の取り壊し、それから新たな学童保育園の建設という流れで事業を進めてまいりたいと考えております。これら24年度のスケジュールから、開設については平成25年4月1日を目指して進めてまいりたいと、このように考えております。

石野光市議員 そういたしますと、当然、指導員の配置という問題もあわせて準備されなければならないということでもあります。専任の指導員の配置も含む、この指導員の体制整備について、同じように準備を進めていただくということで間違いありませんか。

学校教育課長 議員ご指摘のとおり、今後の準備というところなんです、専任の指導員――園長となる方なんです、その配置につきましては、今後、教職経験者を中心に、学童保育希望者の人数と指導員の勤務体制などを検討する中で考えていきたいと、このように考えております。

石野光市議員 福崎小学校でただいま取り組まれている学童保育は、専任の指導員を配置して進んでいるということでもありますから、整合性という面でも、格差が生まれないように、格段の配慮と取り組みを求めておきたいと思いますが、教育長からこの点について改めて考え方を示していただきたいと思っております。

教 育 長 ただいま学校教育課長が答弁いたしましたように、町内同じ体制で臨んでいきます。

石野光市議員 ぜひそのあたりに十分な配慮をいただくよう、要望しておきたいと思っております。学童保育の利用規模、利用申し込みの把握を、土曜日の開設時間の延長を含め

て、町内すべての小学校の対象児童とその保護者に対して実施されるべきと考えるものですが、この点はいかがでしょうか。

県下の学童保育の実施例として、土曜日も平日同様、午後6時まで開設しているというケースもあり、保育所での土曜日は午後4時までの開設という枠組みからも、当面、午後4時まで、土曜日の開設時間の延長について検討を行うべきだとも思うのですが、いかがでしょうか。土曜日の利用が伸びないとも聞いていますが、午後は見てもらえないということから、それがネックになっているようにも思われるのであります。

田原小学校に隣接する学童保育の取り組みだけでなく、全町的に土曜日午後4時までには保育所と同様に開設する方向について、利用児童、保護者の意向調査について早い時期に実施し、検討を行うべきと考えるのですが、いかがでしょうか。

学校教育課長 ご指摘いただいている土曜日の時間延長のことなのですが、まずは現状の状態をここで報告させていただきます。

土曜日の学童保育は、現在午前8時から午後0時30分までとして実施しております。平成23年度の実績は、利用者が土曜日は1人または2人というような状態です。一番多い日でも3人程度で、利用者がいない日もございます。希望的なものをもって対応させていただいているのが現状でございます。

今後の調査というのもやっていきたいとは考えております。

石野光市議員 新入生も入学してきますので、本当にそういうニーズというものも移っていくと考えられますので、その時々を対象児童の、またその保護者のニーズというものをよく把握していただくように求めておきたいと思っております。

続いて、図書館についてお尋ねいたします。

図書館に備えつけてあるコピー機については、白黒ですが、相当な機能を備えているとも聞いております。ただ、一般的なコピー機とは異なって、図書館によく置かれているというタイプのものだということ、私も見たりして、そう感じています。

それだけに、初めて利用する人にも操作がわかりやすいように手引きを備えつけていただければ、目的に沿ったコピーがスムーズにとれるようになると思うのですが、この点はいかがでしょうか。

社会教育課長 お尋ねのコピー機の利用の手引きでございます。写真つきの手引きにつきましては、通常、コピー機の横に置いております。ただ、再度確認をいたしまして、置く場所に問題があれば、すぐわかるような場所へ移動するように心がけます。

石野光市議員 私もその場に居合わせて、コピーをとりたいたいという人があったんですけども、なかなか手引きも見つからないというような状況でありましたので、ぜひわかりやすいような場所に備えつけていただくように求めておきたいと思っております。

昨今、新聞や雑誌、書籍のカラーページもふえており、コピー機についてもカラー対応へと更新することについても検討を求めるものですが、いかがでしょうか。

社会教育課長 ご存じのように現在、白黒コピー機を導入しております。これは平成17年に5年リースで導入したコピー機でございます。5年が経過をいたしまして、23年度からは再リースとして――特に不具合がないということで再リースとして利用しております。

今後、カラーコピー機の導入につきましては、この機械を更新するときに住民ニーズ、また利用率や経費などを参考に検討させていただきたいと思っております。

石野光市議員 コピー機については、とる対象がほとんどカラーになってきているという状況

でありますので、積極的な検討を求めておきたいと思えます。

同じく図書館での取り組みについての問題であります。小中学生の学校での図工、美術の作品、あるいは夏休み中の作品等についても、優秀な作品については一定期間、図書館で展示を行う取り組みについても検討を求めるものですが、いかがでしょうか。

2月中に行われました図書館内ギャラリーでの「古墳時代の人々—西治下代ノ下モ遺跡—」の展示を拝見しましたが、町内の児童・生徒の作品についても、一定の入賞作品であるとか、そうしたものについて展示場所として活用していくことは、子どもたちの創作意欲を高めたり、保護者、児童が自主的に図書館へ足を運び、図書などに親しんでいく機会をふやすといった面からも好ましい効果が期待されると考えるものですが、いかがでしょうか。

社会教育課長 まず図書館ではギャラリーを使いまして、小中学生の作品展といたしまして、毎年、「吉識雅夫科学賞」の展示を実施いたしております。図書館のギャラリーの開放につきましては広報などで呼びかけまして、一般の人にも作品の発表の場として提供してございまして、今までにもたくさん—例えば染物展とか壁かけ用の織物展、そういったものも開催をさせていただいております。ただ、図書館におきましては、小・中学生だけではなく幅広い年齢層の人にこのギャラリーを使っただけならばという思いがございまして、特に議員が言われるとおり、子どもの作品を展示することでたくさんの人に足を運んでいただいたり、あわせて施設に親しんでいただく機会づくりにもなるかと思えます。

現在では、図書館以外でもエルデホールや文化センターで人権関係や青少年健全のポスターや標語を展示したり、歴史民俗資料館でも山桃忌の写生大会の作品を展示いたしたりしております。

社会教育課としましては、図書館だけではなく施設に足を運んでいただくためにも、いろんな社会教育施設で展示をしたいと考えております。

議 長 一般質問の途中ではありますが、しばらく休憩いたします。
再開は午後1時といたします。

◇

休憩 午前11時59分

再開 午後1時00分

◇

議 長 それでは休憩前に引き続き、会議を再開します。

石野光市議員 午前中に続いての質問でありますけれども、小・中学生の学校での図工、美術の作品等、すぐれたものについて、図書館での展示についての問題でありますけれども、実際に私が訪問した家庭で、玄関の上に子どもの作品を飾っておられて、入選した作品だということで、家族の方にご紹介いただいたこともありました。実際にその作品を拝見して、本当に大人でもなかなか感心をするというふうな作品に触れたこともございました。

すぐれた作品というものは、多くの方の鑑賞や、そういうふうに見てもらおうということ、その作品そのものが求めているという感想も持ったわけでありまして、積極的な検討を求めておきたいと思えますので、要望しておきたいと思えます。

予定してございました、下水道の管理についての問題は、先日の産業建設常任委員会で報告がありましたので、その内容での取り組みを改めて要請して、質問としては省略させていただきます。

観光の振興について、お尋ねいたします。

町の観光マップや観光案内看板で紹介されている施設・名称等に、駐車場、自

転車の盗難予防に配慮した駐輪場、トイレの整備と案内等、初めて訪れた人も安心して過ごしていただける取り組みを求めるものですが、いかがでしょうか。

近年は自転車でツーリングする人も増加のようであり、以前の一般質問で、銀の馬車道を集団もしくはグループで自転車で移動されている場面に出会った経験なども紹介したところでもあります。銀の馬車道を通るボーイスカウトの夜間の行進なども見かけたことがあります。

そうした来訪者にも、例えば駐車場、自転車を盗難から守るチェーンをつなぎとめられるパイプ等を備えた駐輪場、トイレが確保されていれば、地元の住民の方への障害やトラブルを未然に防ぎ、来訪者が安心して自転車をとめて登山や散策等に親しんでいただけることにつながると考えるものですが、いかがでしょうか。

登山道入り口付近での駐車場・駐輪場の確保は、観光の振興を図り、同時に、住民の皆さんの積極的な健康づくり等にも寄与するものと考えられるものですが、いかがでしょうか。

産業課長 現在、町内全体の観光マップにつきましては、ポケットサイズのものを提供しております。小型のために駐車場、トイレ等の表示が入っていないのが現状でございます。今後につきましては、できる限り表示をしていきたいと考えます。

また、盗難防止の駐輪場の検討や大型パンフレットも作成し、見やすい案内図を作成していきたいと思っております。

それと、登山道付近の駐車場等につきましては、まず用地の確保から始めなければなりませんけれども、各登山道におきまして、ご協力が得られるような用地がないか、現地の調査も行っていきたいと思っております。

石野光市議員 町がホームページやそういう印刷物で多くの方に来ていただきたいというふうに案内しております以上、やはり来訪者の方に自動車の駐車場でありますとか、駐輪場の問題について、自己責任という形での問題にはできないと考えるものであります。他市町での取り組みも進んでいるところがあるようでもありますので、そうした問題も参考に、計画的な取り組みを求めるものであります。

町内でも、福崎駅でありますとか、もちむぎのやかた、中播衛生センターでありますとか、春日山キャンプ場でありますとか、春日ふれあい会館など、来訪者がトイレを利用できる施設も、町内には既にあると思っております。そうした案内も来訪者に紹介していただくことを求めておきたいと思っております。

もちむぎのやかた、文珠荘などに自転車で立ち寄られた人が迷わずに自転車を駐輪できるよう、案内や駐輪場の設置、案内標識の設置など、具体的に取るべきと考えますが、いかがでしょうか。

文珠荘ではあの坂道を、10代と思われる2人連れが自転車で登り、自転車を玄関の左の軒下に駐輪されている場面を見かけております。自転車を駐車車両の近くや建物——特にガラス等の窓、壁際に駐輪されるということは、転倒のおそれがあります。本当に、数日前も大きな強い風が吹いておったようなことがございます。そうした面でトラブルのもとになりやすいと考えられます。いかがでしょうか。

産業課長 もちむぎのやかた周辺におきましても、先ほど言いましたように観光案内標識につきましては、随時、観光協会におきまして整備を進めているところがございます。町内への来客の方々の意見も取り入れながら、設置を計画してまいりたいと思っております。

健康福祉課長 文珠荘の駐輪場でございますけれども、特別に設置はしておりませんが、現在、正面入り口右の南側の事務所のある前に、屋根があるスペースを利用して

いただいております。案内板がありませんので、早急に案内板等を設置するようにいたします。

石野光市議員 自転車が倒れて建物等にぶつかるということのないようなところでの配慮を求めておきたいと思います。

続いて、交通対策、交通安全対策の推進について、お尋ねいたします。

町内交通量、渋滞の緩和対策として播但連絡道路、中国縦貫自動車道への誘導のための案内標識をさらに充実すべきと考えますが、いかがでしょうか。

国道312号の香福橋の交差点の南北や、県道西田原姫路線の西光寺交差点の南北、東などにも案内標識の設置がふさわしいと考えますし、南ランプ周辺を東西から走行する車両が南ランプを、夜間などに特に認識せずに通過されてしまうという事例が、遠方から当町に見えて帰られる際に起こったということで、改善を求める声を聞いております。

北ランプのほうはわかりやすい案内がされておりますので、南ランプでも同様の取り組みを求めたいと思います。見えやすい位置に十分な大きさの姫路方面、豊岡方面、中国自動車道への進入口としての、案内標識の充実した設置が望まれると考えるものですが、いかがでしょうか。

まちづくり課長 道路案内標識は道路交通の安全と円滑を確保するために欠くことのできない重要な施設でありまして、わかりやすい道路案内標識の整備充実は、道路管理者にとって常に重要な課題であると思っております。

ご指摘の点につきましては、播但連絡道路管理事務所に申し入れをいたしております。今後も継続して高速道路、一般道路の各道路管理者間の連携を図り、道路案内標識の整備充実を図ってまいります。

石野光市議員 よろしく願いをいたします。

続いて、中島井ノ口線の舗装工事も大きく進んでいるところでありますが、供用開始の時期のめどは、現時点でいかがでしょうか。

まちづくり課長 中島井ノ口線は関係各位のご協力のもと、工事は順調に進んでおります。一部の工事を除きほぼ完成となっております。今後は区画線の設置や道路案内標識の設置、そして道路の植樹帯に低木の植栽を考えております。工事は本年9月ごろの完成を目標に、今後も切れ目なく工事を進めていく予定といたしております。

供用開始につきましては、信号機の設置、また移設等があります。兵庫県公安委員会、福崎警察署また兵庫県の姫路土木事務所福崎事業所と協議を行っているところであります。

今のめどとしましては、信号は本年9月ごろまでに設置ができるというふうに聞いております。したがって、供用開始は今の時点では本年10月ごろになるという見込みを持っているところでございます。

石野光市議員 新たに供用開始となる中島井ノ口線との起点となる、中島の東大貫溝口線との交差点以外の東西の町道との交差部では、今まで一たん停止の必要がなかったわけでありまして、供用開始後は東西の町道から進入する場合、必ず一たん停止しなければ安全が確保されない、また交通違反となるわけでありまして、供用開始前に周辺の住民への周知や、認識しやすい一たん停止の標識、白線などの設置が確実に行われていることが極めて重要であると考えていますが、この面での取り組みについてはいかがでしょうか。

まちづくり課長 各交差点の協議につきましては、基本的には公安委員会と協議は済んでおるところでございます。さらに今言われた、一たん停止とか横断歩道の設置についても要望をいたしているところでございます。

供用開始に向けては住民等に十分、お知らせや広報をしながら、安全対策には

十分な対応をとっていききたいと、このように思っております。

石野光市議員 続いて、県道西田原姫路線で、姫ヶ池の堤体部の拡幅の道路改良工事が進められております。この県道は、南から進むと姫ヶ池北西部から大きく東にカーブし、直ちに西方向にカーブして北方向へ進んで行くという、見通しの悪く、道路幅員も十分でなく、歩行者、自転車がこのカーブのところを通行中に南北から車両が交差するという場面では、極めて危険な状態が従来から続いていました。

今後、姫ヶ池堤体部での拡幅が行われ、工事完了となれば、この区間での追い越しもあり、あるいは単独での走行においても無意識に速度が上がり、このカーブに対して安全速度を超過して進入、そして対向車や自転車、単車、歩行者が同時にこのカーブの中にいるという場面になれば、直ちに停止することができなければ極めて重大な人身事故などにつながる危険が大いにあると考えています。

道路改良がこの区間でも要請されていると考えますが、その見通しとともに、早急に拡幅工事が完成する以前——いわゆる供用開始以前にこのカーブの南北に徐行標識の設置が必要と考えるものですが、いかがでしょうか。

南には「幅員狭し」、また南北双方に急なS字カーブの存在を知らせる標識の設置など、1本のポールに複数の標識を設置している事例もほかにあるようでありますので、この面での必要十分な対応が図られることを求めるものですが、いかがでしょうか。

まちづくり課長 拡幅部と現道とのすりつけ箇所は幅員が異なり、注意が必要なところでございます。

福崎事業所から聞いておりますのは、ドライバーに注意を促す看板——警戒標識でございますが、それを設置する旨を聞いております。形式等につきましては、また確認をしたいと思っております。

石野光市議員 ぜひ南方向からも、北方向にも双方にS字カーブの存在を知らせて、十分減速することを求める標識を、ぜひ適切なものを要望しておきたいと思えます。

せっかく道路が改良されて、そのことによって危険が増すということのないように、よろしく願いしたいと思えます。

これで私の一般質問を終わります。

議 長 以上で、石野光市君の一般質問を終わります。

次、5番目の通告者は前川裕量君であります。

1. 高齢者介護サービスの円滑な提供方法について
2. 学童通学路安全性の問題について
3. 幼保一体化施設推進について
4. 町債残高及び財政力指数連続微減について

以上、前川議員どうぞ。

前川裕量議員 議席番号7番、前川でございます。先に提出いたしました通告書に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず最初の質問は、高齢者介護の円滑な提供方法についてであります。

私は自分自身、特別養護老人ホームの職にあって常に感じていますが、ご高齢者やその家族の方々が、余りにも切迫した状態になって初めて私ども、介護施設にご相談に来られるということです。例えば、ご自宅にいながら受けられる在宅サービス等の存在をもっと早く知り、それを上手に利用されておれば、何よりもご家族の負担はもっと軽減され、利用者ご本人の要介護度の重度化のスピードも緩やかになって、現状よく見受けられる切迫した状態は、もっと少なくなると思えます。

国の施策も、施設介護から在宅介護へのシフトチェンジが顕著になってきまし

た。また、第4期福崎町ゴールドサルビアプランにおいても、第5章の6、「介護サービスの質・量の確保」の中で、在宅サービス重視の方向性が示されており、これは施設介護の緩やかな段階をつくるという意味においても、高齢者介護サービス全体の円滑な提供方法として重要な施策であると私は考えます。

しかし、実際の在宅サービスの利用へのアナウンスが十分でないと感じます。さらにいえば、介護保険及び在宅サービスの内容についての周知対策も重要であります、その相談窓口。具体的にいえばケアマネジャーの存在と役割をもっと案内すべきではないでしょうか。「介護サービスを利用したいが、だれに相談していいかわからない」。まずこのような町民の声にこたえていくことが重要であると考えます。

各地区で行われておりますミニデイを利用し、居宅介護事業所等の一覧を配布するなど、対応すべきではないでしょうか。担当課長のお考えを求めます。

健康福祉課長 在宅での必要なサービスの提供につきましては、高齢者の総合的な相談窓口として設置しております地域包括支援センターを中心に、保健・医療・福祉の連携を深めまして、継続してサービスを提供できるように努めております。

まず、新規に介護申請をされる方につきましては、すべて地域包括支援センターの職員が面接をしまして、申請時からサービス利用についての相談に応じております。

要支援認定を受けられた方につきましても、すべての方を訪問しまして、必要なサービスの調整を行っております。

要介護認定を受けられた方には、認定結果の通知とともに、今言われました居宅支援事業所の一覧表で、町内と近隣市町を合わせて29事業所の紹介を行っております。

認定を受けながらサービスを受けられていないという方に対しては昨年、20件程度訪問して実態を把握しております。

介護認定を受けておられない高齢者には、ミニデイサービスとか出前講座等の機会をとらえまして介護予防事業を推進し、予防事業も含め、PRに努めていきます。

また、24年度につきましては、福祉サービスのしおりの改訂版を作成する予定をしております。これにつきましては全戸配布しまして、介護保険事業や、その他福祉サービスについて周知をしていきたいと考えております。

前川裕量議員 今、お答えいただいたのは非常に教科書的ですばらしかったと思うんですけれども、実際私が今施設の中で、介護認定を受けておられない方で切迫した状態の方が来られるということで、前段、話をさせていただいたんですけれども、その中でやはり非常によく感じるのが、本当に今まで元気な高齢者の方が急に何かあったときに、いざとなったときに介護申請をしなければいけないが、そのときの仕方がわからないという方が非常に多いと感じております。

そのために、福崎町でも多く介護予防は非常に熱心にされておられますけれども、その介護予防も非常に大切でありますけれども、その次に介護を受ける準備をしていただけたらなと思います。

ここで一度、ちょっと町長に質問させていただきたいんですけれども、介護認定を受ける手順として――大変失礼なんですけれども、町長も年齢的にいわれますと同級の方に受けられている方が多くいらっしゃると思うんですけれども、介護認定を受けるに当たって、どのような手続が必要であるか、ご存じでしょうか。

町長 そのようなこと、考えたことも今のところありませんので、知りません。

前川裕量議員 失礼いたしました。

ただ、皆さん元気なうちはそのように思われるんです。実際に70代・80代・90代になっても、本当に元気に毎日過ごされる方がおられます。ただ、そういった方でもいつ何が起きるかわからない。そういったときに急に介護予防や要介護が必要になります。

こういった方に、いつどこに行けば認定が受けられるか、前もって知っていたことが非常に重要であると、私は老人ホームの職務にある中で常にそれを感じておりますので、ぜひともご検討いただきまして、先ほど言いました居宅介護支援事業所等の相談窓口の一つ業務もありますので、社会資源を十分に使っただけだと思います。

副 町 長 認定を受けるまでの手順を周知させる必要性というのは認識しております。私ども、保健センター内にあります地域包括支援センター、ここに専門員4名を常駐させておりますし、第1老人デイサービスセンター・第2老人デイサービスセンターでも、在宅介護支援事業所としてケアマネジャーを配属しております。これらのところに申請をいただくなり相談をいただくという中で、かかりつけ医の意見書でありますとか、そういったものを整えた中で、郡で設置しております認定審査会等で行うわけでありますけれども、今、担当課長が申し上げましたように、福祉のしおりなるものを2年に1度、必ず各戸配布させていただいております。

これらに対応するための手順を詳細にお示しすれば、これら福祉のしおりにつきましては、「冷蔵庫の横につるしておいてください」と、「いつでも見られるような状態にしておいてください」といったようなお願いもしているところであります。これらについて、住民に全戸配布したこのしおりについてお示しをするといったような、きめ細やかなサービスをしておりますので、そこら辺の認識を広めるような形で広報に努めていきたいと思っております。

前川裕量議員 ぜひとも、60歳以上、70歳以上の方がどのような形で介護保険認定を手續できるか、町民全員が知っていただけるように、広めていただければなと思っております。

私もこういった仕事上、そういった方に非常に多くお会いして、福祉というのはその場にならないとなかなか興味を持ってもらえないというのも十分存じております。ですのでまた、ミニデイを利用してそういった周知を、介護予防も非常に大切でありますけれども、その次の段階のことも少し耳に入れていただけるような環境をつくっていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

次の質問に入らせていただきます。

2番目の質問は、学童通学路の安全性の問題についてであります。先に牛尾議員も質問されており、重複する点もありますが、再度質問させていただきます。

安全・安心のまちづくりにおいては、防災と同等に重要である交通安全についてお尋ねいたしますが、福崎町マスタープランの概要にもあるように、本町の交通事故発生率は1,000人当たり7.7件であり、これは兵庫県平均の6.6件を上回る数値であります。この改善について今回、私は学童通学路の安全性についてお尋ねいたします。

昔ながらの通学路の使用は、交通量増加や道路事情の変化によって危険性の高い箇所が幾つもあると多くの父兄の訴えを耳にしています。例えば、西谷地区の順教寺から旧三木穴栗線に向かう道や町道大門西野線の岩尾橋付近を初め、危険な箇所が幾つもあります。

そこで、福崎町全体の通学路安全調査は今まで実施されているのかということ

です。もし、実施されているとすれば、いつ、どのような方法で、調査結果による危険箇所、調査後の改善対応があればご提示ください。また、実施されていないとすれば早急に実施し、その結果をもとに通学路の変更や、また変更の指導、また道路そのものの安全改善を図るべきであると考えます。いかがでしょうか。担当課長、よろしく願いいたします。

住民生活課長 福崎町では、毎年4月に入りますと各小学校・中学校において通学路危険箇所改善要望調査を実施しております。学校はPTAに通学路危険箇所の要望を取りまとめ、そしてPTA理事会で協議を終えた後に住民生活課に要望書が届くということになっております。

通学路の危険箇所要望については、信号機の設置とか横断歩道の設置、道路改良、そしてカーブミラー、啓発看板の設置などさまざまな要望があります。要望の内容については教育委員会、まちづくり課と私ども住民生活課で現地調査を実施しまして、町が早期に改善できるものについてはその旨の回答をいたしておりますが、現況では困難——いろいろな問題もあるような改善要望もありますが、その旨についても回答はいたしておるといのが現状でございます。

兵庫県の姫路土木事務所福崎事業所が対応するものや、県の公安委員会が対応するものについては、継続して要望内容を進達し、早期着工をお願いしているというような状況で取り組んでおります。

前川裕量議員 危険箇所の認識ということで、一番重要視されている箇所があれば、何点かお教えいただきたいんですけども。

住民生活課長 主にこの役場周辺では西光寺地区が今の中縦のアンダーボックスのところを通るといことで、以前から要望があるということなんですが、実際なかなか整備には多大な費用が要るといことで、困難な状況です。また街路とかそういった交通網も変わりますので、通学路の変更の対象という形でPTAなど、そういったところでまた対応や検討をお願いはしていただきたいとは思いますが。

前川裕量議員 ぜひとも学童が安心して通学できるように、大切な命を守る——町長も言われてましたように、地産地消の中で子育て。子どもを育てる中で、安心して子どもたちが通学できる道を確保する。これも私たち大人の大切な役割だと思っておりますので、どうか優先順位を上げていただきまして、安全な道路確保、通学路の確保をよろしく願いいたします。

次、3番目の質問は、幼保一体化についてお尋ねいたします。

福崎町は既に福崎・田原地区で幼保一体化を実現し、八千種地区においては新年度予算で実施設計予算が計上されています。

幼保の一体化、一元化といわれるようになって十数年がたちますが、一元化は文科省と厚労省の間で調整がつかず、平成18年の小泉政権時代の構造改革特区で「認定こども園」の制度がつけられました。しかし、これも保育園や幼稚園で単に保育と幼児教育を行うというだけで、ハードが一緒になったにすぎません。そのため、平成22年4月現在、全国で532件と普及が進んでいません。福崎町の幼稚園はどんなコンセプトで——目的で進められているのか、お教えください。

またこの春、田原幼稚園がオープンし、次に八千種地区での幼稚園の実施設計に入ることになっていますが、保育所と幼稚園とを一体化することについて、地元住民へのメリットや目的等について、どう説明されるのか。幼児を持つ母親から「保育所と幼稚園が一緒になったらどのようになるのか」と不安がられる声も聞いております。ぜひ説明会の開催を要望いたしますが、いかがでしょうか。

学校教育課長 まず、福崎町の幼稚園はどんなコンセプト——目的で進められているかという

ところでございますが、福崎町における少子化対策、子育て支援の取り組みは、平成17年3月に次世代育成支援対策推進法に基づき、子育て支援の総合的な計画として、平成17年度から21年度までの5年間、福崎町次世代育成支援対策行動計画――これは前期計画であります、これに基づいて進めてまいりました。

その後、平成22年度から平成26年度までの5年間、福崎町次世代育成支援対策行動後期計画に沿って事業を進めております。

この計画の基本目標の中に「子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備」また「仕事と子育ての両立の推進」があり、これらが幼保一体化への基本的な目標です。さらに、重点施策では、保育ニーズの多様化に対応するため、保育施設の老朽化に伴う建てかえと同時に、幼保一体化施設の整備を進めるとともに、幼稚園と保育所間の相互交流による就学前教育の研究、向上に努め、幼保一体化運営の充実を図ることとしております。

それと、保育所と幼稚園を一体化することについてということですが、住民に対してのメリットと目的についてどう説明されるかというところなんです、保育ニーズの多様化に即した施設の充実や受け入れ体制の整備がこれからできてまいります。またゼロ歳児から5歳児までの幼稚園と保育所間の他世代交流による就学前教育、保育の研究、質の向上が望めること。5歳児において一律に就学前教育を実施できること、また、一体化することで施設及び設備等に経済効果が向上することなどがあげられると考えております。

それと、説明会の要望でございますが、福崎幼稚園の建設年度でありました平成20年度に、全町向けの幼保一体化に関する説明会を文化センター及び役場で行っております。またその後は、保育所の入所申込時には保育所の保護者会等で説明をさせてもらっております。新たに入所される方は窓口での個別対応とさせていただきます。

基本的には保育所の入所申込時に、保護者会で説明をしたいと考えております。また、説明会等の具体的な要望があれば対応させていただきたいと考えております。

前川裕量議員 八千種幼稚園――私個人としましても、非常に待ち望みます。といたしますのも、八千種保育所自体も非常に古くなってきております。建てかえをしていただければ、大変ありがたく感じております。

次、もう1点の質問でございますが、幼保一体化について、国会で総合こども園の法案が提出されています。この施行は平成25年からですが、保育所は3年間で総合こども園に、また幼稚園は選択制がとられます。福崎町の幼稚園と国の法案化している総合こども園との整合性について、どうお考えになられますか。

また、国は総合こども園の中でコンセプトとして、第1に「質の高い幼児期の学校教育・保育の提供」を掲げています。福崎町は5歳の幼児教育を実施されておりますが、質の高い幼児教育を行うのであれば、5歳だけではなく4歳・3歳と年齢を引き下げる考えはないでしょうか。これもあわせてご答弁お願いいたします。

学校教育課長 国におきましては、平成24年3月2日に「子ども・子育て新システムに関する基本制度」が定められております。この中で、幼保一体化の基本的な考えとして、「すべての子どもたちの健やかな育ちと結婚・出産・子育ての希望がかなう社会を実現するため、次の三つを目的とする幼保一体化を推進する」としております。

一つ目は、先ほど議員がおっしゃられましたように、質の高い学校教育――これは就学前――満3歳以上の子どもを対象とする教育としております。それと、

保育の一体的提供。二つ目は、保育の量的拡大——これは待機児童の問題だと考えます。また、三つ目には、家庭における養育支援の充実。この三つの中では、保育の量的拡大というのは福崎町ではございませんので、この部分は除きますけれども、福崎町が進める幼保一体化の目的とは基本的には整合していると考えております。

それと、議員ご指摘のとおり、現在の本町の就学前教育——幼稚園の部ですけれども、5歳児だけを対象としております。将来における「総合こども園」ということについては、やはり今後の課題ととらえております。ただ、3歳児、4歳児が現在、長時間保育となっておりましても、就学前教育カリキュラムの導入は現状でも進めることはできると思っております。

今後は幼保合同会議等で、このことを含めた保育要領等の研究を進めたいと考えております。

前川裕量議員 ぜひと4歳児・3歳児の幼児教育をしていただきたいと思います。

ただ、その中でネックとなりますのが、現状でいいますと、3歳児・4歳児の幼稚園教育がありません。保育しかございません。保育に関しましては、やはりこれは措置ということで、保育を必要とする児童が行く場所ということで、専業主婦等をしている家庭であれば、保育を受ける必要性がありません。ということは、逆に言えば保育所に行けない。保育所に行けないがために集団教育を受けることができないという差が出てくるのではないかと懸念いたします。

ぜひと福崎町においても今後、3歳児での幼稚園、4歳児での幼稚園も考えていただけたらと思っておりますが、その点どうお考えでしょうか。

教 育 長 ただいま議員のご指摘がありましたように、私ども教育委員会としても、少しでも年齢を下げながら幼稚園教育を実施していきたいと、そういう思いは持っております。しかしながら、町内には民間の保育所等もございますから、その辺と協議をしながら進めていきたい。とりわけ、平成24年度は保育所・幼稚園の両方のカリキュラムをブレンドした、そういうカリキュラムをつくって、平成24年度は試行的にやっという方向でおります。

前川裕量議員 3歳児・4歳児の子どもたちが教育を受けられる機会を与えていただければと。幼稚園と保育園が分かれていけば、コストのかかることでありますが、幼保一体化することで総合的な園舎で見られるということで、ランニングコストも軽減されると思いますので、ぜひとご検討いただきたいと思います。

副 町 長 教育長が申しあげましたように、ハード面におきます分野は町長部局が行います。今、教育委員会で運営していただいている分野が、短時間部——いわゆる就学前教育、それから長時間保育というような形で、保育に欠ける児童を預かるという形です。都市部においては、就学前教育は3歳児から行っているように聞いておりまして、私どもも今、試行段階ではそういった形で教育長が答弁申し上げたとおりであります。将来的な姿といたしましては、今、議員からありましたそういう要望、意向に沿ったような形で運営していきたいと思っております。

前川裕量議員 ぜひと早急に対応していただければ、私の子どももそういった教育が受けられるのではないかと思いますので、ぜひとよろしく願います。

次に、最後の質問は、福崎町の将来の財政力。特にその健全性の展望についてお尋ねいたします。

国・地方自治体を合わせ、借金は約900兆円とも言われます。世界一の借金国です。言うまでもなく、これの解消、対応策が急務となっています。その一方で少子高齢化が進み、社会保障経費が急増しております。このため、国では消費

税のアップ、公務員給与の引き下げ、天下り禁止等、社会保障と税の一体化改革を進めることにしています。しかし、これも焼け石に水で、せいぜい社会保障の増加分と震災復興までで、借金返済には回らないでしょう。歳入と歳出の根本的なシステムを変えない限り、私は不可能と考えます。

そこで、福崎町の財政状況についてお教えいただきたいと思います。

私はこの12月に町議になり、また新参者で予算書を見るのも初めてです。予算概要で、町債は一般会計と特別会計を合わせて213億円となっております。この中には将来、国から交付税として交付される金額もあろうかと思いますが、真水ベースで、すなわち町民が実際に返していかなければならない借財は幾らでしょうか。

今年度予算を見ましても、一般会計は返済の方向であります。下水道事業の建設債の影響で全体では借金がふえています。水道事業の処理施設の稼働、面的整備の建設費の増はやむを得ないと思いますが、借金返済への財政計画があるのならお教えてください。例えば、向こう10年のシミュレーション等があれば、ぜひご提示ください。

企画財政課長 まず、町債残高に対する実負担額というご質問でございますけれども、平成22年度の決算におきましては、全体の町債残高が207億円でございます。このうち、普通交付税に算入される見込み額が102億5,000万円。率で49.5%となっております。

平成24年度末における試算はしておりませんが、ご質問にありましたように213億円でございます。この中の実質の負担額を見込みますと、下水道事業費では算入率は大きくは変わらないと思います。一方、一般会計におきましては100%、後年度に普通交付税に算入されます臨時財政対策債の残高が大きくなってきておりますので、率が上がってまいります。したがって、全会計での算入率は50%を超えるのではないかと見込まれます。それから見ますと、213億円に対する実質の負担額は105億円から106億円程度かと思えます。

それから、財政計画ということでございますけれども、まず地方債残高が一番大きくなっております公共下水道につきましては、平成21年度末に長期財政計画を策定しております。詳細な内容につきましては事務局にも備えておりますので、ごらんいただければと思います。

下水道事業債につきましては、借入れの翌年度から30年間で償還いたします。このうち5年間は元金据え置きで、半年賦の元利均等方式の償還になってまいります。これの今後の借り入れ、それから償還を見込みました長期財政計画でいいますと、10年後の平成34年度では、下水道事業債の元利償還金が約5億6,000万円となります。平成24年度と比較いたしますと、約2億1,000万円の増になってまいります。このうち一般会計が負担する額につきましては、各年度における元利償還金ですとか下水道処理施設の管理運営経費、施設整備費、すべての下水道事業費に対して見込まれます下水道使用料、また国庫補助金、地方債。こういった特定財源を差し引いて不足する額になってまいります。

この不足額から普通交付税に算入される元利償還金分を差し引いた、純然たる一般会計の負担額で比較をいたしますと、平成34年度では、平成24年度から見ますと使用料収入も増加してまいります。その使用料収入を元利償還にあてる額もふえてまいりますので、実質的には1,000万円から2,000万円程度の増でおさまるといったシミュレーションになっております。

しかしながら、長期財政計画で見込んでおりますこういった下水道の使用量、また接続率につきましては、各家庭の事情もございます。また、下水道に切りか

えを行いますと、節水思考から使用水量も減ってきているようなところもございます。こういったことで長期財政計画の計画値とは乖離することも考えられます。こういったことにつきましては、毎年度、毎年度検証しながら、一般会計の負担が過度にならないように、もし負担が過度になるようであれば、そういった対策を考えていきたいと考えております。

一般会計につきましては、財政計画は策定しておりませんが、今後の実質的な元利償還金がふえないよう、第4次行政改革実施計画の中では町債発行額を、特例地方債を除いて元金ベースでプライマリーバランスの均衡が図れる範囲内というふうに定めております。

こういった地方債の発行につきましては、当該年度の財源を確保するとともに施設整備に対する世代間の負担の公平性といった観点もございますので、一定の借入れをしながらいろんな事業を実施していくということになってまいります。

先ほど申しましたような、元利償還の額ですとか財政計画などの金額の推移では、なかなか負担の度合いというのがわかりにくいところもございます。そういったことから、この元利償還金がそれぞれの団体の財政規模に対してどの程度の影響を及ぼすのかといったことを見る指標がございます。実質公債費比率ですとか将来負担比率、こういったものは算定して、決算の段階で公表もしておりますので、そういった指標でもご判断をいただきたいと思っております。

前川裕量議員 世代間の公平性ということでもありますけれども、ぜひとも私たちの子どもたちには、できるだけ負担をかけないようにしていきたいと、そのように強く思っておりますので、また、しっかりとした財政計画のもとで、余り借金のない健全な財政を努めていただけたらと思っております。

以上をもちまして、私の一般質問を終了させていただきたいと思っております。

議 長 以上で、前川裕量君の一般質問を終わります。

途中ではありますが、しばらく休憩をいたします。

再開は2時15分といたします。

◇

休憩 午後1時52分

再開 午後2時15分

◇

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次、6番目の通告者は宮内富夫君であります。

1. 普通財産等未利用地はどうなっているか
2. 障がい者プラン及び障がい福祉計画について
3. 汚水処理場周辺環境整備について

以上、宮内議員どうぞ。

宮内富夫議員 通告の順に従い、議席番号9番、宮内。一般質問をいたします。

まず最初に、今、議長から紹介がありましたように、汚水処理場周辺整備となっておりますが、これを、非常に申しわけございませんが「浄化センター環境周辺整備」と、このように改めさせていただきます。

この、浄化センター周辺整備でございますが、まずこれから質問させていただきたいと、このように思います。

「故きを温め」また「故きを温ね新しきを知る」。「温故知新」とよくいわれる4文字熟語があります。歴史を見ることにより、今ある背景が読み取れることがあります。

では、浄化センターがある西治地区と不快施設の歴史を見てみますと、江戸時

代末期から明治・大正にかけて環境衛生状態は悪く、医療の技術と設備は未発達で、伝染病が発生すると大勢の患者が死亡していました。伝染病予防法のもとに全国の市町村は、患者の隔離施策として伝染病隔離病舎を建設いたしました。

当時の福崎村も大正9年1月に、西治地区に伝染病隔離病舎を設置し、伝染病患者が発生すると、隔離入院させていました。私たちでございますが、子どものころは大人、先輩から、隔離病舎に近づかないように言われ、隔離病舎を恐れ、近づくこともありませんでした。

そして先の大戦後、環境衛生はすこぶるよくなり、医療技術の発達、また設備の向上もあり、伝染病は激減となり、その役割を終え、廃舎となりました。これが西治地区の1回目の不快施設の受け入れです。

続き、昭和30年代より社会は高度経済成長に入り、消費社会へと進んで行きました。それとともに、環境問題としてごみ処理問題が大きくなってきました。紆余曲折の結果、昭和45年10月に西治字芦谷に清掃プラントが完成し、福崎町のごみ処理施設として運営されてきました。毎日、黒煙、白煙を上げて、ごみの焼却により私たちがなれ親しんできた里山の木々は、ばい煙により、入山すると衣服は黒く汚れてしまうような状態でした。

やがてダイオキシン問題や、規模も小さく施設の老朽化、ごみ処理の高度化に伴い、平成8年3月にくれさかクリーンセンターが完成し、清掃プラントは閉鎖へとなくなっていきました。これが2回目の不快施設の受け入れです。

次に、町民の要望は生活環境衛生の下水処理へと移り、町当局は平成4年から下水道処理施設の計画決定をされ、西治地区の反対もありましたが、町当局の熱意と住民の要望を考え、地区住民は下水道処理場の受け入れ、平成17年4月より浄化センターとして供用を開始しました。順調に下水道工事は進み、当初の計画区域からは残りわずかとなってまいりました。結果として、浄化センター稼働により、住宅はふえ、住民の方々は快適で衛生的な生活が送れるようになりました。これは3回目の不快施設の受け入れです。

西治地区において、伝染病隔離病舎、ごみ焼却の清掃プラント、汚水処理の浄化センターと、過去90年の間ほとんど途切れることなく不快施設を受け入れてあります。町を見ても、このような地区はありません。将来、この浄化センターの不快施設がいつまで続くのかわかりません。ときの為政者として、町長はこのような状態をどう思われるのでしょうか。

副町長 町長に聞かれておるわけでありまして、この今、最後に偽政者といったような言葉をお使いになられました。町長は別に心を偽って物事を進めたわけではございません。浄化センターにおけます対応のあり方としては真摯に受けとめさせていただき、関係集落の協力を得た形の中で進めさせていただいております。

当然といたしまして、その中に約束事ができてまいりました。関係集落における協力を得るために、協力金等もお支払いさせていただきましたし、それらに対応するために環境整備も進めさせていただいております。

お約束をしておりますように、浄化センターにおける周辺の環境整備につきましては、現在におけます都市計画道路の高橋山崎線でありますとか、基盤整備でありますほ場整備であるとか、それから周辺整備における分野で公共施設を2施設。そのうち1施設は、これら環境整備を急ぐための一つの施策でありましたし、町民に文化を与えるというような形の中で、図書館もつくらせていただきました。

また一方、七種川を挟んだ形の中におきましては修景施設もつくらせていただき、現在は、環境整備も一定の部分で整い、今は修景施設を含み、非常によい環境になってきておるといように認識をしております。

そういう関係から、これらについて町長が当該対象の話し合いのについては、約束を果たしているのではないかというように思っております。心を偽って推進をしたという事柄にはつながっていないというように思っております。

町長 副町長から丁寧な答弁がありましたけれども、私の16年間の町長生活のすべてが公共下水道に携わってきたと思っております。

前にもお話ししましたが、町長になって町長室へ入りますと、2,400を超える反対署名がドンと積まれているという状況でありまして、まずこの皆様方と話し合いを進めるということでございまして、西治には約6年間、何回も何回もお話しさせていただきまして、最終的にご理解をいただいたことを大変うれしく感謝をしているわけでございます。

もともと私が来たときから、公共施設二つというような話がございまして、その一つは図書館という形で実現をさせていただいているわけで、もう一つについては、今具体的にそれがあつかうかといいますが、そうではありません。

しかし今なご公共下水道は、田原地区ではまだ工事を進めているという状況です。まだ来年度も上中島で進めさせていただくということでございまして、西治地区の皆様方にすれば、もう自分のところの配管は終わったんだから、早う次に進んでほしいという思いは十分理解できます。しかし待っておられる方々にすれば、一日も早くますをつないで、快適な生活が、文化的な生活ができるようにというふうに待っておられる地区の皆さんの考えもまた、私も理解できるわけでありまして、そういうところにまだ重点的に予算を配分していかなければなりませんし、また工業団地では新たにつなげてほしいというふうに言っておられますし、そういった面も考えていかなければならないということでございます。

西治の皆様方には本当に感謝をしているわけでありまして、もう一つの施設をすっかり忘れておられるのかというところもそうでもないわけでありまして、地元の皆さんや町民の皆さん、あるいは財政力等、いろんなことを勘案しながら、次の施策というのは考えさせていただくことになるのではないかと、そんなふうに思っております。

宮内富夫議員 今、副町長、町長から答弁をいただきました。西治も今すぐにといいわけでもございませぬ。早く、何か、またそれはどういうものかというのをお願いしたいというのが一つの趣旨かと、このように思います。

また副町長が言われましたように、七種川にはきれいな公園ができ、また私たちがきれいにほ場整備をし、非常に環境はよくなっておりますが、今も言っていたいただきました二つの公共施設ということなんです。

私は、西治地区並びに西治の住民の方々が要望しておられることを、一つここでご披露してみたいと、このように思いますので、ご披露させていただきます。

西治地区に設置されている公共下水道施設、福崎浄化センター建設に当たり、町と西治地区とにおいて、周辺環境整備で二つの公共施設の建設が約束されています。

一つは平成17年に開館した図書館ですが、もう一つは公共施設がいまだ検討されていません。西治地区ほ場整備事業も順調に進み、24年度には基盤整備が終わろうとしております。また、公共下水工事も順調に進み、今言われましたように24年度には――25年度になるかもしれませんが、当初計画区域の整備が終わろうとしております。二つ目の公共施設が完成しなければ、下水道事業が終わったとは言えないのではないかと、このように考えるわけでございます。もう一つの公共施設については、西治地区の住民は福崎町民の命と暮らしを守る、多機能、多目的体育館の建設を要望しております。

その理由として三つの柱で考えております。

一つは、昨年3月に日本有史最大の、宮城県沖を震源とする東日本大震災が起き、観測史上類を見ない震度と大津波が襲い、1年が過ぎても被災地の復旧・復興がおくれております。

震災当時、全国からの救援物資が届かないなど、いろいろ報道されていましたが、その中で岩手県遠野市が物資の中継地点として活躍されました。また今年の9月には奈良・和歌山県で気象観測史上例を見ない豪雨があり、甚大な被害をもたらし、半年が過ぎてようやく復旧・復興のニュースが入ってきております。福崎町においても9月4日に、市川の増水により初めて避難勧告が出され、住民は公共施設へ避難されました。近年、地震、水害がいつどこで起こるかわかりません。当町においても山崎断層が走り、毎年のように集中豪雨に見舞われています。

このような状況下、私たちは安全で安心できるまちづくりを願うところです。いざ福崎町に大災害が発生すると、公共施設や学校の体育館には住民が避難され、救援物資を仰いでも保管、仕分け、整理するところがありません。災害時には大きな空間の建物が必要ではないでしょうか。それが体育館です。また、当町は交通の要衝でもあり、近隣の災害では前線基地となり、また後方支援の基地の役割を果たせるのではないのでしょうか。

二つ目は、知育・徳育・体育といわれる、現在の人間形成教育です。

さきに述べましたように、北には図書館があります。図書館は同規模では入場者は多く、幼児からお年寄りまで幅広く利用され、貸出本数は全国的に見てもベストテンに入る好成績をおさめられております。

町民の方々はここで知識をはぐくみ、徳を深め、人に磨きをかけられています。図書館の南に体育館ができれば、体を鍛え、健全な精神を養い、まさに知育・徳育・体育ができる人間形成の拠点となるのではないかと、このように思います。

三つ目は、当町は交通の要衝で県全域から2時間あれば来町できる場所にあり、また大学、高校があり、近隣市町にも大学、高校があります。室内の公式スポーツ施設は残念ながら開催できるところがありません。

スポーツの振興には高度な試合を見る、触れ合うことが大事ではないでしょうか。公式競技が行われれば、当町からスポーツの発信ができ、住民の運動、健康意識が高まるのではないのでしょうか。

以上、三つの理由をもちまして、多機能、多目的体育館こそが今必要な公共施設ではないのでしょうか。このように考えます。

副町長 町長が下水道事業の関係を申し上げました。その中におきます、質問議員にもありましたように、この浄化センター周辺の公共施設2施設が完成しなければ下水道事業は終わらないと。こういう観点は私どもも持っておるところであります。

しかしながら、これら既存施設に今、町民体育館がございます。第1・第2とございます。これらは機能を果たしておるといのが今の現状でございまして、新たにこの多機能、多目的の体育館が広域的観点からも、ないよりはあったほうが良いという認識は持っております。

それと、今ほ場整備の話が出てまいりましたですけれども、ほ場整備において創設換地が始まるのは多分25年、26年あたりではないかというように思っております。その創設換地で二つ目の公共施設が整備できる面積が約8,000平米程度になるのではと思っております。広域的観点から言いますと、駐車場整備も含めて持っていなければならないということもあり、この8,000平米でいいのかどうかというような観点でも考えなければならないというように思っております。

前段で他の議員にもお答えさせていただきましたように、第5次総合計画は住民参画のもとでつくっていくわけでありますけれども、住民ニーズをつかむためのアンケート調査でありますとか行政懇談会の開催等により、そういったような要望等もつかんでいきたいなというようにも思っておりますし、こういった施設がいいのかというような考え方もございます。

それと、浄化センター建設に当たって、先ほど答弁申し上げました関係集落への協力金の原資の借り入れ分がこの24年度、25年度で償還を終了いたします。これらの原資で約2,700万円強が生まれてまいりますので、それらも一定の活用を図りながら、その関係集落に対してお約束をした部分について、果たしていきたいというように考えております。

宮内富夫議員 いろいろ財政的なことありましようし、これは要望ですからまたよく考えていただきまして、西治の住民はこのように考えておりますが、いろんな面もあるかと思えます。何をするのかというのを、もう24年、25年……26年ですか。24年ですので、もう後2年ですので、研究、検討を重ねていてもらいたいと、このように要望しておきます。

続きまして、普通財産などの未利用地の活用方法について、次の質問に移らせていただきます。

24年度予算において、歳入の個人町民税では税制改革により増額となっておりますが、経済情勢は国の債務残高、円高、デフレ、また欧州の国際情勢は予断を許さない状況下であり、自主的財源の増減は依然厳しい環境であると思われま

す。このような中で24年度のバランスシートによる資産のうち、事業資産、インフラ資産、売却可能資産の残高が見られないのは残念です。9月議会において企画財政課長は、「今ワーキンググループを立ち上げて着手したところであり、23年度中に一部施行を目途に、24年度中には一つの形に仕上げていかなければならない」とお答えになっておられます。一部施行は無理かと思えます。ワーキンググループではバランスシートについてどのような進捗状況になっているのでしょうか。

企画財政課長 ご質問につきまして、バランスシートのワーキンググループをとすることは、ちょっと申し上げてないと思うんです。議会におきましてワーキンググループと申し上げましたのは、行政評価の関係かと思えます。

行政評価のワーキンググループにつきましては、現在、これまで6回ほど会議をしております。内容といたしましては、既に取り組みされている団体の手法を用いまして、ワーキンググループのメンバーが担当しております事務の一部を対象に、行政評価を試行しているところでございます。これを一通り仕上げまして、改善すべき点などを検討して、本町として取り組んでいくべき手法の原案とするところまでが、今やっておりますワーキンググループの役割と考えております。なかなか初めての取り組みでございますので、思うようには進捗していないのが現状でございます。

宮内富夫議員 21年度のバランスシートとか財務諸表は出てましたように思うんですけれども、22年度はまだですね。

企画財政課長 22年度の財務4表につきましては、まだ報告までに至っておりません。

宮内富夫議員 23年度がいつごろなるにか——22年度ができてないのに、23年度のことを聞くというのはいかがなものかと思うんですけれども、決算のときに一緒に出てくれば、非常に我々とすればありがたいということなんですけれども、その辺の目途というのはございますでしょうか。

企画財政課長 ご指摘のとおり、決算において出せば一番望ましいかと思えます。しかし

ながら、財務4表の作成手法等もかなり複雑になってきております。それまででしたら決算に合わせた形で出せておったんですが、若干、時間的な余裕がないというところもございます。今のところはっきりと申し上げられないんですけど、決算までにはちょっと難しいかなとは思っております。また近隣の状況も確認しながら、できるだけ出すように努力はさせていただきますが、ちょっとそこまでは確約はいたしかねるというところがございます。

宮内富夫議員 できる限り早くお願いをしたいと、このように思います。

平成21年の9月議会においていただいております「普通財産等（基金取得も含む）……」ですけれども、未利用地の一覧表があります。これ以外に新たにふえた財産、また整理、処分された財産はあるでしょうか。

企画財政課長 21年の9月議会で、「普通財産等未利用地の主なもの」として一覧を報告させていただいております。15の財産を報告しておりますけれども、その後新たに発生したような大きな未利用地、また処分したところはございません。

宮内富夫議員 11番の「工業団地水源地残地」とか、これがなくなったのかなど、このように思いますけれども、まだ換地業務で残っているのですか。

企画財政課長 工業団地の水源地の残地につきましては、西治のほ場整備事業の中で換地処分を行う予定としております。位置としましたら、図書館の南の工業施設の代替地のところに換地する予定でございますけれども、まだ処分としては終わっておりません。

宮内富夫議員 私も今回の予算審査特別委員になっておりまして、そのときに質問、質疑をさせていただいたほうがよかったのですが、予算案も賛成いたしまして、このような状態でお聞きするのはいかがなものかなど、このように考えますが、24年度予算において福崎保育所の跡地を宅地化するための測量設計費が計上されました。宅地化された後はどのようなになるのでしょうか。

企画財政課長 旧福崎保育所の跡地につきましては、一戸建ての住宅が建てられるような区画を想定しております。完成後につきましては、駅周辺整備の関係もございまして。その代替地にも活用できないかと考えておりますので、その辺の進捗状況を見ながら代替地としての活用、また一般公募による売却というのを検討していきたいと考えております。

宮内富夫議員 周辺整備、一般公売へと、このように考えておられるわけでございますね。

22年の6月議会において請願が出されまして、このときに駅前の方から「公園にしてくれ」という請願が採択されたら、このように思いますが、私も賛同者で、賛成したわけでございます。議員として、住民から聞かれたら説明責任がありますので、この請願と今の整備とでは、整備のほうを当然とられたわけでございますが、また説明をしなければならぬということで、ここらあたりの説明をお願いしたいんですけれども。

請願では公園となっていたが宅地化するんだということになったので、公園は「今の代替地が必要だったんだ」とか、「代替地として残すべきものが必ずあるんだ」とか、「公売にかけてしまうんだ」とか、いろんな理由があったと思えますね。そのあたりについてはどのようなことを考えられて、今の宅地化にされたのかということなんです。議員とすれば、請願で公園とお願いしておりましたので。

企画財政課長 請願につきましては採択されまして、町長部局で検討いたしまして、議会にお返しをしておりますので、それでごらんいただければ結構かと思っております。

宮内富夫議員 そうですか。議会で答弁していただいておりますね。わかりました。それやったらまた調べます。

企画財政課長 きっちりと文書で議長あてにお返しをしておりますので、それをごらんいただければ。ちょっと手元に持っておりませんので。

宮内富夫議員 わかりました。失礼をいたしました。またよく読ませていただきます。どうも申しわけございません。

ちなみにここは、市街化区域の用途地域としては何なんでしょうね。

企画財政課長 用途地域につきましては、第一種住居地域でございます。考え方といたしましては、大規模な店舗また事務所などとの混在を防止しつつ、住居の環境を保護する区域でございます。

宮内富夫議員 主に住居地域ということでございますね。アパート、一戸建て住宅とか、そういうものしか建てられないというようなことかと、このように思います。

福崎町は都市計画が施行されています。未利用地の中で市街化区域はどの財産か、残りは市街化調整区域と思われそうですが、この中に特別指定区域はございますか。ございましたらどの財産か。

企画財政課長 お示しをしております15の財産のうち、市街化区域に存在するものは福崎駅西のJAの倉庫跡、それから旧の福崎保育所の跡地、それから都市計画道路福崎駅田原線に係る用地の先行取得分2件。合わせて4件でございます。

それから、残りは市街化調整区域でございますけれども、特別指定区域にございますのは、地縁者住宅区域として東田原の大門福田線用地、それから第1デイサービスセンター北側の公共事業代替地でございます。それから、新規居住者区域につきましては、大貫の山王住宅跡地。この合わせて3件が特別指定区域でございます。

宮内富夫議員 この中で、種類に基金というのがありますが、もう不要となっているような基金、財産はないのでしょうか。

企画財政課長 基金で抱えております未利用地のうち、不要となっておるものということなんですけれども、西治のJAのガソリンスタンド北向かいにございます約270平米。それから長目の給食センターの北側にございます約280平米。この二つにつきましては取得時点の目的が現在なくなっているという状況でございます。

宮内富夫議員 このような基金財産はもう処分、売却可能というようなことになるわけでしょうか。

企画財政課長 この2筆につきまして、現時点では方向性は決めておりませんが、それぞれの土地におきまして用途地域、また接道の要件などがございます。売却して活用ができるかどうかという問題もございますので、また今後、そういったことも含めまして、売却が可能か検討していきたいと考えております。

宮内富夫議員 今のところでございますが、町営住宅が取り壊されて、もう数年たっております。いまだ整理されていない住宅地があるわけでございますが、この跡地についてお尋ねをしたいんですが、大貫の旧山王住宅跡地、辻川住宅跡地、塚本団地周辺の活用方法はどのように考えられているのかということなんですけれども、今もありましたように、特別指定区域等がありましたら、またそこで地縁者住宅ですと家が建てられるということで、ある程度処分、活用ができるのではないかと、このように考えますが、いかがなものでしょうか。

企画財政課長 ご質問の三つの住宅跡地につきましては、すべて市街化調整区域でございます。このうち山王住宅につきましては先ほど申し上げましたように、新規居住区域としております。ただ、周辺の民地も含めまして区域指定をしておりますので、将来的には住宅用地にするべきと考えておりますが、新規居住者区域全体としてどうしていくのかということも考えていく必要があるのではないかと思います。

それから辻川団地の跡地につきましては、一般住宅を建てることはできません

ので、活用方策といたしましては、辻川山と一体的な利活用を考えていく程度かなと考えております。

それから塚本団地につきましては、この周辺に2筆ほど未利用地がございます。これにつきましては、接道等の問題もございますので、現在のところ活用方法について具体的な検討には至っておりません。このような状況でございます。

宮内富夫議員 何平米、何百平米というような小さな面積でしたら、大きなものは建てられない、活用方法も限られてくるということで、農家住宅とか、農家の新宅とか、そういうものは建てられますので、財産を持っておれば資産として上がってくるわけですが、お金にすればまたほかで使えますので、こういうような遊休資産がありましたら、整理、処分していくというのも一つの方法ではないかと、このように考えております。

このような住宅地域に農家住宅等がもしもつくれるのであれば、後の処分方法は考えておられるのでしょうか。

企画財政課長 農家住宅の建築用地として売却していくというところまで、現在のところ検討には至っておりません。

宮内富夫議員 次に、公共事業の代替地としてJA倉庫跡地。これがあるわけですが、これは相当年月が経過しております。取得年数はいつごろでしたでしょうか。また、公共事業の代替地となっておりますがこの公共事業が一向に進まないで、これが必要であるか否かというのが――都市計画道路と同じようなものでなかなか進まないということで、今後、本当に公共事業の代替地として必要なのかということについて、お尋ねをいたします。

企画財政課長 福崎駅西側のJA倉庫跡につきましては、平成3年度に兵庫県町土地開発公社で先行取得をしております。その後、一部買い戻しまして、さらに土地開発基金も活用して福崎町名義にしているところでございます。

公共事業の代替地につきましては、現在検討、協議を進めております県道拡幅を含めた福崎駅周辺整備事業になるかと思っております。この辺は進捗を見ながらでないとなかなか今のところ判断ができないのではないかと。逆に今の段階で処分するまでには至らないと思っております。

宮内富夫議員 旧跡地も代替地にしようかと、こちらのJA跡地も代替地のために置いとこかと、こういうことになりまして、代替地に置いておるほうが、それはいろんな事業で便利はいいと、このように私も考えますが、それやったら「幾らでも大きく持っていればいいのではないかと」と、このようになりますので、本当に必要な分だけを一度見きわめていただきまして、後はまた町で何かをするとか、施設をすなど、何か方法論を考えていただければありがたいのかなと、このように思うわけでございます。

公園にしていただければ、今後、代替地として宅地にしようかと思ったときには、ある程度簡単にできるのではないかと、このように考えるわけなんですけど、そんなにいい公園じゃなしに、遊び場とかそういうのにでも活用できたら、いろんなところでいろんなもつともつ活用方法が考えられるのではないかと、このように思うわけです。

シルバーに草刈りだけを頼むよりも、もう少し何か方法があればと、このように思うわけでございます。

次に、公共事業代替地の第1デイサービス北側ですが、今後の活用の見込みはあるのでしょうか。

企画財政課長 第1デイサービスの北側につきましては、当初の目的といたしましては、井ノ口の国道拡幅などの公共事業の代替地を想定して取得しております。第1デイ建

設後につきましては、現在、具体的な利用目的は持っておりません。しかしながら災害時における応急作業ですとか、資材置き場としても活用している時期もございます。こういったことを考えますと、一定の空地も確保していく必要があるのではないかと考えております。

宮内富夫議員 予算審査のメンバーでございまして、聞き漏らしてございまして申しわけございませんが、社会福祉協議会がこの第1デイサービスの裏を駐車場で使用されておりますが、この使用料収入はもらっておられますか。

企画財政課長 現在、社会福祉協議会職員が通勤用車両を駐車しておりますけれども、この件につきましては利用料は徴収しておりません。

宮内富夫議員 委託先ということで、もらっていないという理由でしょうかね。何か理由がありましたら。

企画財政課長 第1デイサービスセンターにつきましては、もともと指定管理になる以前は町が管理運営をしておりました。そのときから職員の駐車場として利用しておりますので、引き続きそのままの形で無償としているところでございます。

宮内富夫議員 わかりました。今お聞きしたように、こういう遊休地に対して、遊休地の提供による民間活力による福祉施設みたいなものはできないものでしょうかね。

企画財政課長 先ほども申し上げましたように、この土地に関しましても市街化調整区域でございます。原則、建築行為が禁止されているところでございますので、そういった中で特別の必要性が認められる施設、またそういった条件が厳しくなっております。福祉施設といえどもなかなか難しい面もございます。そういった中で、民間の方が福祉施設を設置して運営していきたいという希望がございましたら、また協議はしていく必要があるかと考えております。

宮内富夫議員 わかりました。

最後にです。私は毎日見ているわけですがけれども、福崎南保育所の跡地が公売されましたが、不調に終わった。このように説明もありました。

今後、この跡地につきましては、市街化調整区域で、道路に面しているところも非常に狭いということでございますので、何かこれについて。あと、今の説明でしたら、ものも建てられない、何もできないというような感じですので、どのような考えを持っておられるでしょうか、活用方法として。

企画財政課長 福崎南保育所の跡地の活用方法ということなんですけれど、先ほどから申し上げておりますように、やはり市街化調整区域の中で建築に大きな制限がございまして。一度公売にかけましたが不調となっております。しかしながら、かといってすぐにまた安くして売り出すということもできません。しばらくは現状のまま管理しながら、臨時の駐車場等に活用しているところもございまして、また経済情勢等が好転すれば売却というようなことも検討していきたいと考えております。

宮内富夫議員 地価の上昇というのは、今の状況では非常に厳しいような感じがいたします。地価はだんだん下がっているわけでございますし、「この値段でなければ処分できないんだ」というような答弁でございますが、そこはもう少し弾力的に考えていただきまして、もう少し値を下げてでも公売にかけるといったようなことで考えられないものかと、このように思うわけでございます。

あれは実勢価格——時価額ですね、簿価じゃないかと思うんですけども、そのようなお考えはないでしょうか。

副町長 町内で不動産業をされている業者さんが欲しいという気持ちはお持ちです。しかし今、質問議員が言われましたように、実勢価格が下がっておるのは私どももよく承知をしております。しかしながらその値段の乖離が大き過ぎるといったところもございまして、そこら辺で二の足を踏んでいるところであります。

なお、町内業者で「資材置き場等でも活用していただけないでしょうか」というお話を持ちかけた事業所もございますが、今の経済状況の中でそれら活用がなかなかできないといったような返事をいただいております、やはり市街化調整区域という大きな制限枠の中での利用というような形で、ちょっと苦慮しております。

なお、必要であれば、先ほど言いました町内業者さんは県道に沿っております土地をお持ちですので、一体的な利用ができるのではないかとということにも思っておりますし、そこら辺はまた話をしてもいいのではというような感じは持っております。

宮内富夫議員 遊休資産は換金にもなりますし、また活用していただければ活性化にもなりますし、遊休地がふえればふえるほど管理費用も要ると思いますので、ここらあたりをよく見きわめていただきまして、何かいい活用方法があれば手を打っていただきたいと、このように願うわけでございます。特に南保育所は近所の方からよく「あそこはどうなるんだ」と聞かれるわけなんです。私もよく目につきますので、「なかなか今、地価が下がっているのも難しいとは」答弁しておりますが、町民の方から見れば、遊ばせておくのはもったいないというような目もありますので、再考というんですか、もう一度活用方法を全般的に考えていただきたいと、このように思います。

さて、三つ目の質問でございますが、障がい者プラン及び障がい福祉計画についての質問でございます。

私がこの質問をするのは、町営住宅のグループホームの開放についてが主な質問事項でございましたが、今回の町営住宅設置及び管理に関する条例の改正議案で質疑を行いました。

24年度予算には公営住宅マスタープランの見直しが入っております。町長の答弁では「今後研究する」とのことです。研究はしない答弁ではないと、このように信じておりますので――障がい福祉計画でも公営住宅への見込みが入っております。障がい者の命と暮らしを守る町政ですので、ぜひともマスタープランにはグループホームをよく検討していただきたいと、このようにお願いをいたします。

障がい者プランの理念はノーマライゼーション、ソーシャルインクルージョン。基本目標では三つの柱で、（１）サービスの充実による地域生活の支援（２）就労の促進と社会参画・交流の支援（３）皆が支え合う地域づくり、となっております。柱に基づき、福祉計画の質問を行いたいと、このように思います。

プラン第４章で、施策の方向として「相談及び情報提供の充実」となっています。今後の取り組みとして、「相談支援体制の充実」の中で「相談支援事業の充実」、「相談支援体制の連携」、「相談員の活用」となっております。障がい福祉計画の相談支援では、どのようになっているのでしょうか。

健康福祉課長 障がい福祉計画――これは３年の計画でございますけども、この３年の計画の中では相談支援としまして、計画相談支援というものを実施してまいります。

この計画相談支援といいますのは、介護保険でいいますと相談支援専門員。ケアプランを計画していくということになっております。これにつきましては、平成24年度から段階的に対象者を拡大しまして、26年度――３年後にはすべての対象者について相談支援の計画を策定するというようになっております。

宮内富夫議員 24年度から相談支援事業運営委託料――これは委託先が中播福祉会で計上されておりますが、相談員の活用と自立支援を考えると、今後、福崎町での相談支援も考えられるのではないのでしょうか。

健康福祉課長 福崎町では担当課で今後も障がい者の窓口相談業務は当然、行ってまいります。現在、担当者としては障がいに関する事務の全般と支援業務等を行っております。この「支援業務を行う」といいますのは、専門的な知識を持ったケースワーカーも必要となります。今、障がい者の方の対象者の増加とか、専門的なサービスを提供するためには、今後、委託できる相談支援事業所を要請しまして、相談支援専門員の資格がある事業所に、その障がい者のニーズに合ったサービスを効果的に提供していきたいと考えております。

宮内富夫議員 町に置かずに委託先、そういうプロにお願いしていくと。こういう方向性を出されるということですね。はい、わかりました。

次にです。安全・安心の確保ということでございますが、釜坂議員が朝、言われましたように、障がい者は避難するとき、非常に難儀というんですか、困るわけでございますが、災害時における避難場所や避難経路に関する情報等の普及に努めるとともに、関係機関や地域住民が連携を図りながら、緊急時には障がいのある人が安全に避難できる体制を図ることが必要かと、このように思います。福祉計画には記述されていませんが、なぜでしょうか。

健康福祉課長 10年計画の障がい者プランにつきましては障害者基本法に基づいて策定しておりまして、今言われましたように、「安心・安全の確保」ということで、災害時の防災対策の充実というものを記述しております。

3年計画の障がい福祉計画は、これは自立支援法に基づくサービスの数値目標等を示すことになっております。目標とする数値項目の内容というのは統一されておりまして、防災対策等の記述というものはありませんので、記載はしていません。

宮内富夫議員 プランには書いてあるわけでございますが、今回、集落で災害時要援護者名簿が作成されました。そのとき、障がい者の家庭をお伺いしました。「障がい者は迷惑をかけることがあるので、健常者と同じ場所には避難できない。家族で避難することを考えております」との返事がありました。

こういうときにおいて、私は障がい者と健常者が同じ場所——福祉施設ということをおっしゃいましたが、老人とか障がい者の方が同じ場所にといいものも、福祉施設として同じところに入っていただくといふものもいかなものかと思っておりますが、このように身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者と高齢者などの方が、区別ができるような部屋とか、そういうような場所とかは考えておられるでしょうか。

健康福祉課長 大きな災害で長期化しますと、そういったことももちろん必要になってまいります。災害時には地域や近隣の協力、助け合いというものが不可欠でございます。このたび、支援の必要な方については地域で個別の支援計画の作成をしていただいております。支援する内容も選択をしていただくということになります。

障がいの程度にもよりますけれども、避難所では障がい者に配慮したスペースの確保、また環境の変化への適性が困難である障がい者への配慮はもちろん必要と考えております。このたび策定いたしました障がい者プランでは、「安心・安全の確保」ということで、避難所での集団生活が困難な障がいのある方に対しては、社会福祉施設等の連携・協力によりまして福祉避難所の確保、また医療機関等との連携体制の強化を図るとしてあります。

今後、町でも福祉施設として3カ所はしておりますが、今後については民間の福祉施設等の協力をいただけるように協議していきたいと考えております。

宮内富夫議員 災害はいつあるかわかりませんので、そういう福祉施設とか病院とか、そういうところと早く連携をとっていただきまして、障がい者の方、また高齢者の方が

——安心して避難できるという言葉がいいか悪いかわかりませんが、「私はそこでしたら緊急時避難いたしますのでお願いします」と、身体障がい者の家庭がこう言われるような避難場所を早く見つけて、考えていただきたいと、このように願うわけでございます。

次に、「地域生活支援事業の見込み」について、必須事業で移動支援事業——ガイドヘルパー事業でございますが、サービス見込み量の目標が設定されているが、予算措置はされておりますか。

健康福祉課長 移動支援事業の予算措置でございますけれども、これは一般会計の障害福祉費の中の障害福祉サービス給付費で、全体としては1億7,370万円の中で計上しております、うち移動支援の事業費は40万円を計上しております。

宮内富夫議員 この事業は24年度からですか。

健康福祉課長 いえ、前年の23年度もでございます。

宮内富夫議員 今まで利用された方は何人ほどいらっしゃいますか。

健康福祉課長 23年度の実績見込みでは5人ということで、精算をしております。

宮内富夫議員 就労支援の雇用促進ですが、福祉計画では「福祉施設との随意契約等による市町事業委託」が3件となっておりますが、現在何件ありますか。またどのような雇用もしくは委託事業が考えられますか。精神障がい、知的障がい、身体障がい、おのおの1件となっておりますが、これは見込み量でございますか。

健康福祉課長 現在、福祉事業者としては、町と契約しておりますのは3件契約しております。業務内容につきましては、駅前の公衆トイレの清掃と駅前駐車場の草引き等を含めた清掃、それと庁舎の周辺の花壇の花の植えかえ等の業務を委託しております。

それと市町における障がい者の雇用推進ということですが、26年度の目標値を3名としております。雇用形態については正規、非正規、実習、短期雇用と、こういったものを含めた目標値でございます。23年度におきましては特別支援学級の職場実習ということで受け入れをしております。老人ホームでの入所者の身の回りのお世話、図書館での返却図書の整理、また歴史民俗資料館で発掘作業等の実習をさせていただいております。

宮内富夫議員 最後に、第4章に数値目標、第5章に障がい福祉サービスの見込み量の算定基準が書いてありますが、ざっとで結構ですので、根拠はどのようにして出されたのか、その根拠だけをお尋ねいたします。

健康福祉課長 障がい福祉計画に記載しております3年間のサービス見込み量でございますけれども、これは障がい者の家族の意見、また本人の意向などを踏まえまして、現在の社会資源等も含めて算定をしております。基本的には国・県の指針に基づきまして、過去の利用実績とサービスの需要量と、現在できるサービスの提供量も勘案しまして見込み量としております。なお、見込みをしておりますけれども、実際にこの利用が見込みを超えても特に制限するものではございませんので、必要なサービスの提供はしていきたいと考えております。

宮内富夫議員 見込み量の数値目標が示してありますので、この目標に向かって頑張ってくださいよう、お願いを申し上げます。ちょうど1時間たちましたので、私の一般質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

議 長 以上で、宮内富夫君の一般質問を終わります。

本日の一般質問はこれにて終了いたします。

以上で、本定例会4日目の日程をすべて終了することになりました。

あすは7番目の通告者、城谷英之君からお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

本日はこれにて散会することにいたします。ご苦労さまでございました。

散会 午後 3 時 1 5 分